規制の特例措置の実施状況に関する調査 (構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査) 結果報告書

平成 16 年 6 月

総務省行政評価局

目 次

第 1	調査の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第 2	調査結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · 2
	1 調査結果の概要 2
	2 規制の特例措置別の調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	〔総務省〕
	(1) 401 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業・・・・・・・・8
	(2) 402 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業・・・・・・・8
	(3) 405 空中線利得を増大した 5 GHz 帯無線アクセスシステムの導入事業 · · 11
	(4) 406 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業・・・・・・・ 14
	(5) 408 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置
	による施設配置等事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
	〔文部科学省〕
	(1) 808 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業・・・・・・ 18
	(2) 809 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業・・・・・・20
	(3) 811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業・・・・・・・・22
	〔厚生労働省〕
	(1) 901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業 24
	(2) 903 官民共同窓口の設置による職業紹介事業・・・・・・・・・ 26
	(3) 907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業・・・・・・・30
	(4) 907-2 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 · · · · · 33
	(5) 908 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業・・・・・・・35
	〔農林水産省〕
	(1) 1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する
	学校施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
	(2) 1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業 … 39

〔経済産業省〕
(1) 1101 再生資源を利用したアルコール製造事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 1102 中心市街地における商業の活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導
入事業 · · · · · · · · · · · · 4
(4) 1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設
備導入事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(5) 1107 ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業・・・・・ 49
(6)1108 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業・・・・5個
(7) 1109 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査
事業 50
(8) 1115 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業・・・・・・・・・・・ 55
(9) 1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業・・・・・・・・・・・ 5元
(10) 1120 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措
置による施設配置等事業・・・・・・・・・・・・・ 総務省 408 参照
〔国土交通省〕
(1) 1202 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業・・・・・・・・・・・・・60
(2) 1203 特定埠頭運営効率化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 1205 重量物輸送効率化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〔環境省〕

(1) 1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 · · · · · 66

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、構造改革特別区域推進本部(以下「本部」という。)評価委員会からの依頼に基づき、構造改革特別区域(以下「特区」という。)で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等について調査を行い、本部評価委員会における評価活動に資するため、実施したものである。

2 対象機関等

(1) 調査対象機関

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

(3) 調查対象特例措置

平成 14 年 7 月から 8 月にかけて行われた第 1 次提案募集の結果認められた規制の特例措置 のうち、平成 16 年 3 月末現在において、特区計画の認定が行われていない 8 措置及び認定数 が 1 ない し 3 である 20 措置の計 28 措置

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局(北海道(釧路行政評価分室を含む。) 東北、関東、中部、近畿、中国 四国、九州)

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所 8事務所(茨城、群馬、神奈川、静岡、福井、奈良、山口、長崎)

4 実施時期

平成 16 年 4 月 ~ 6 月

第2調査結果

1 調査結果の概要

(1) 調査対象とした規制の特例措置

構造改革特区において実施することができる規制の特例措置(以下「特例措置」という。)は、 平成 16 年 4 月 23 日に決定された第 4 次提案分までで合計 161 措置である。

平成 14 年 7 月から 8 月にかけて行われた第 1 次提案募集の結果、15 年 1 月 24 日に決定された特例措置は 78 措置であり、そのうち、16 年 3 月末現在、特区計画の認定が行われていないものは 8 措置、認定数が 1 ないし 3 であるものは 20 措置あり、これら計 28 措置を今回の調査対象としている。

調査対象とした特例措置一覧

所管省庁	特例措置	特 例 措 置 名	提案数	認定数
	番号			
総務省	401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事	2	1
		業		
	402	印鑑証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	1	1
	405	空中線利得を増大した5GHz(ギガヘルツ)帯	1	2
		無線アクセスシステムの導入事業		
	406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム	2	1
		活用事業		
	408(1120)	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の	2	1
		多様な安全確保措置による施設配置等事業		
文部科学省	808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の	1	1
		迅速化事業		
	809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素	2	1
		化事業		
	811	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事	23	1
		業		
厚生労働省	901	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等	1	0
		に係る代理事業		
	903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	1	1
	907-1	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事	1	0
		業		
	907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム	1	1
		管理委託事業		

	908	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受	1	2
		入れ事業		
農林水産省	1003	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積	1	0
		の引下げを適用する学校施設整備事業		
	1004	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外	1	0
		する施設設置事業		
経済産業省	1101	再生資源を利用したアルコール製造事業	1	1
	1102	中心市街地における商業の活性化事業	1	2
	1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用	11	2
		燃料電池発電設備導入事業		
	1105	一般用電気工作物への位置付けによる小規模	1	0
		ガスタービン発電設備導入事業		
	1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手	1	2
		続簡素化事業		
	1108	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタ	3	0
		ンド等設置事業		
	1109	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料	4	0
		装置用容器の再検査事業		
	1115	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業	1	0
	1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	1	1
	1120(408)	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の	2	1
		多様な安全確保措置による施設配置等事業		
国土交通省	1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	1	1
	1203	特定埠頭運営効率化推進事業	2	2
	1205	重量物輸送効率化事業	1	1
環境省	1304	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	5	2

(注)1 「提案数」には、特例措置の提案を行った地方公共団体の数(一部事務組合等を含む。 複数の団体の共同提案による場合は1とする。)を計上している。

「認定数」には、特例措置を適用する事業を実施するために特区計画を申請し認定された地方公共団体の数(一部事務組合等を含む。複数の団体の共同申請による場合は1とする。)を計上している。

2 総務省の特例措置番号 408 と経済産業省の同 1120 は共管の措置である。

(2) 特例措置の特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等

今回調査対象とした 28 の特例措置について、特区計画の認定申請が低調となっている原因・理

由等を整理すると、以下のとおり、特例措置の内容等に係るもの、実施主体側の事情によるもの等がある。

なお、一つの特例措置について複数の原因・理由等がある場合があるが、主な原因・理由等について整理したものである。

ア 特例措置の内容等に係るもの

特例措置の特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等として、特例措置の内容や特例措置に関連する規制制度等に係るものは、以下のとおりである。なお、今回の調査においては、特例措置を利用するに当たっての要件が過剰あるいは手続が煩瑣であるという意見はみられなかった。

(ア) 特例措置の内容が提案内容のとおりではないもの

提案主体が認定を申請するに至っていない原因・理由として、特例措置の内容が提案した内容のとおりとなっていないものがある。

- 401 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業
- 及び 402 印鑑証明書の自動交付機の設置場所拡大事業
 - ・ コンビニと提携し、機器も専用機を設置するのではなくコンビニの端末機を利用 する方法の提案について、個人情報の保護、セキュリティへの配慮が必要とされる ことから、民間との機器の共用については認められていない。
 - 901 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業
 - · 広域の事業範囲とする提案について、認められた事業範囲は限定されている。
 - 907-1 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
 - ・・民設民営方式の提案について、認められたのはPFI方式である。
 - 1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
 - ・ 保安林解除の権限を国から都道府県に委譲する提案について、特例措置において は権限は国のままとなっている。
 - 1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
 - ・ 廃棄物処理場から排出される溶融飛炭を利用する提案について、溶融飛灰は対象 廃棄物として認められていない。

(イ) 全国的な規制緩和が行われたもの

特例措置を利用する余地はあるものの、特例措置に関連する規制の全国的な緩和が行われたものがある。

- 811 校地面積基準の引下げによる大学等設置事業
 - ・ 校地面積基準については、平成15年4月に制度改正され、従前の校舎面積の3倍から学生1人当たり10㎡(平方メートル)に緩和されている。
 - ・ また、別の特例措置において、校地について自己所有のものに限定せず、借受けに よることも可能となっている。

907-2 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業

・ 平成 15 年 9 月に制度改正され、公共施設の管理の民間委託を可能とする指定管理 者制度が導入され、特別養護老人ホームの管理についても民間委託が可能となってい る。

1205 重量物輸送効率化事業

・ 平成 15 年 10 月に制度改正され、車両総重量は従前の最大 28t (トン)から 36t に 緩和されており、また、特殊車両通行許可制度の場合は最大 44t に緩和されている。

(ウ) その他

以下の特例措置番号 405 及び 406 の 2 措置は、有線によるブロードバンドサービスの利用が 困難な地域において無線による通信システムを整備できることとするものであるが、割り当て られている帯域幅が狭いほか、対象となる周波数帯の長期的な利用が明確なものとなっていな いものである。

また、特例措置番号 808 及び 809 は、実際には特例措置を利用しなくても運用上の協議調整により実質的に迅速化・簡素化が可能なものである。

- 405 空中線利得を増大した 5 GHz 帯無線アクセスシステムの導入事業
- 406 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業
- 808 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
- 809 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業

イ 実施主体側の事情によるもの

特例措置の特区計画の認定申請が低調となっている原因・理由等として、実施主体側の事情によるものは、以下のとおりである。

(ア) 実際に事業を実施しているが、特例措置の利用段階に至っていないもの

燃料電池等の実用化に向けた事業については、実証試験段階であり、関連する以下の4措置の適用は少ない実態となっているが、今後、事業の進ちょくに応じて特例措置の利用が考えられる。

なお、これらの4措置については、全国的な規制緩和が平成 16 年度中に行われる予定である。

- 1104 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業
- 1107 ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
- 1108 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業
- 1109 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業

(イ) 具体の事業実施の意向を持っているが、民間事業者の参加が未定のもの

地方公共団体としては具体の事業実施の意向を持っているが、参加する民間事業者がまだ少ない又は出現していないことから、認定申請が低調となっているものがある。

- 408(1120) 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設設 署等事業
- 811 校地面積基準の引下げによる大学等設置事業 (ア (イ)に掲げたものの再掲)
- 1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業 (ア (ア) に掲げたものの再掲)
- 1102 中心市街地における商業の活性化事業
- 1115 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業
- 1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
- 1202 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
- 1203 特定埠頭運営効率化推進事業

(ウ) 具体の事業を想定していないもの

地方公共団体としては、具体の事業を想定しておらず、特例措置の候補として提案をしたものである。

- 1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業
- 1105 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業

(I) その他

以下の2措置については、利用できる技術が一般的なものでなく、利用できる事業者が限られているものである。

- 1101 再生資源を利用したアルコール製造事業
 - 再生資源を利用したアルコール製造技術を利用できる事業者が限られている。
- 1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 (ア (ア)に掲げたものの再掲)
 - ・ 特定の廃棄物を特定の方法で再生利用する場合が対象であり、限定されている。

また、以下の2措置については、民間委託の実施に当り、現在配置されている担当職員の処 遇が問題となるものである。

- 907-2 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 (ア (イ)に掲げたものの 再掲)
- 908 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

ウ その他

- 903 官民共同窓口の設置による職業紹介事業
 - ・ 先駆的な取組であり情報共有の在り方が課題となっており、他方では官民連携による就職促進事業が実施されている。

2 規制の特例措置別の調査結果

特例措置調查結果(401、402)

特例措置番号	401、402
特 例 措 置 名	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業(401)
	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業(402)
特例措置の概要	個人情報の保護やセキュリティに配慮しつつ、通知(「請求者識別カ
	ードによる請求に基づく住民票の写し等の交付の請求に係る留意事項等
	について」(平成2年6月19日自治振第60号各都道府県総務部長あて
	自治省行政局振興課長通知)及び「印鑑登録者識別カードによる申請
	に基づく印鑑登録証明書の交付に係る留意事項等について」(平成 5
	年 12 月 20 日各都道府県総務部長あて自治省行政局振興課長通知)
	以下「留意事項通知」という。) で定める基準にかかわらず、市町村の
	判断により住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付機の設置を可能
	とするものである。
提案主体	足立区(生活創造特区(401 のみ))、三鷹市(情報技術活用・活力創出
	特区)
特例措置に係る	1件(三条市(街なか行政サービス拡大特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 総務省
	提案主体 足立区(401のみ)、三鷹市
	認 定 申 請 主 体 三条市
	そ の 他 -
知 本 <i>什</i> 田	

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(三条市)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている事業の内容

特例措置は、これまで公共施設内での設置しか認められなかった住民票の写し等の自動交付機について、公共施設以外の場所での設置を可能とするものである。

なお、公共施設以外の場所での設置については、「請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に係る端末機の設置場所について」(平成 14 年 3 月 29 日各都道府県総務部長あて総務省自治行政局市町村課長通知、以下、「試行事業通知」という。)によって、一定のセキュリティ機能を設けることを条件に既に認められていたが、特例措置では、留意事項通知及び試行事業通知に定められたセキュリティ機能にとらわれず、市町村の判断により個人情報の保護、セキュリティに配慮しつつ、自動交付機を設置することができることとされたものである。

特区計画の認定を受けた三条市では、自動交付機を中心市街地に所在する商業施設に設置し、 監視・管理業務の外部委託による民間活力の利用、 自動交付機の稼

動時間を商業施設の営業時間と同じにすることによる市民の利便性の向上を図っている。

三条市の特例措置の適用状況

取	区分	留意事項通知による基準	試行事業通知による基準	三条市における適用状況
施設内に限られる。ただし、				
都道府県又は国の施設について、主に下欄の機能を備えた上で設置される場合は、この限りでない。 自動交 で	所			
にて、主に下欄の機能を構え た上で設置される場合は、この限りでない。		I		設置
た上で設置される場合は、この限りでない。 応藤備える必要がある。なお、下欄の機能に代えて、同等又はそれ以上と認められるセキュリティ機能の強化対策を講ずる場合は、この限りではない。 を記の措置を講びることとに加えて、専用ブースの設置等により筐体(きようたい)の四囲を閉鎖し物理ができる。とに加えて、監視及び個画面操作部と用が上の方舎で監視・確認できる仕組みを備えることを加えて、監視及び個画面操作部と用が上の方金によりを開発を通過できることを加えて、監視を影する医視・管理用カメラを介して、バルムの方舎で設置場所の状態が確認できることを開発を通過に1台、市町村の方舎で設置場所の状態が確認できることを開たする。 マートンにより市町が確認できることを開発を開た、市町が発出した。中域を開発を選出ができる。事業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。 「関・大きにおいて管理体制にある時間とすることを構えることを発している。」を表記した民間事業者が確定を発している。事業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。事業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。「同生」を持続において管理体制にある時間とすることを対象の機能につなる。「同生」を発いるようにする。「同生」を対象の機能を整備している。「同生」を表記した民間事業者が確定を対象のできる。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできる。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできる。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできる。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできる。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできまれている。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできまれている。「日生」を表記した民間事業者が確定を対象のできまれている。「日生」を表記した民間事業者が確定を表記した。「日生」を表記した民間事業者が確定を表記した。「日生」を表記した。「日生」を表記している。「日生」を表記した。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記した。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記したる。「日本」を表記しま				
の限りでない。 なお、下欄の機能に代えて、同等又はそれ以上と認められるセキュリティを講ずる場合は、この限りではない。 自動交付機の かヤッター又はドアで端末機を閉鎖すること をに加えて、専用ブースの設置等により筐体(きょうたい)の四囲を閉鎖し物に独立した空間を作ること を通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること をに加えて、監視及び個画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視・管理用カメ場を引きること をに加えて、監視及び個画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視・管理用カメ場を引きること をに加えて、監視及び個画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視・管理用カメラと、利用者を撮影する監視・管理用カメラと、利用者を撮影する監視・管理用カメラと、利用者を撮影する監視・管理ののがが変センターで監視を行う。(市庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) 同左 を託した民間事業者が障害、機関に1台、設備人を行う。(市庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) 同差 を託した民間事業者が障害を制にあること を託した民間事業者が応えて、事務を取れるようにすること を表託した民間事業者が応えて、事務を取れるようにすること を表記しても監視・管理が可能なシステムあり。) 「一左、一方舎側に1台、設置し、端末利の状態を整備している。 「同左、一方舎側に1台、設置し、端末機の稼働時間は、市町村職員とが連絡を取れるようにすること を表記した民間事業者が応える。事業を出発質や変認知する。事業を記り所の間は緊急連絡体制を整備している。 「同左 「「方法」は、				
で、、同等又はそれ以上と認められるセキュリティ機能の強化対策を講ずる場合は、この限りではない。 自動交付機の開かせ、施錠付きのシャッター又はドアで端末機を閉鎖することとに加えて、専用ブースの設置等により筐体(きょうたい)の四囲を閉鎖し物理的に独立した空間を作ることを通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できることを超別の2か所を監視すると関係を介して、バルムの場所を監視するととに加えて、監視を領別の分が受けて、バルムの方舎で設視・管理用のカメラにより、画操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視するのが変化を対して、バルムの方のが変化を対して、が、水の方のではできることを対し、は、ビル自体及び1階フロア大部分をシャッターで閉鎖を対した空間を作ることとに加えて、監視を質にあると、機械の障害、消耗品切れ等を表記し、自動交付機を関別のカメラを介して、バルムの方のが変化を対して、バルムの方のが変化を対して、バルムの方のが変化を対して、が、上で、大の大の方のでは、では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、				
おの強化対策を講ずる場合は、この限りではない。 自動交 稼働時間外は、施錠付きの 対機を閉鎖すること を記の措置を講じること を記がする。 自動交付機の運用時間外は、ビル自体及び1階フロア 大部分をシャッターで閉鎖を開鎖し物理 対のに独立した空間を作ること を通報する機能について、市 世紀和みを備えること を記の措置を講じること を記の措置を講じること を記の措置を講じること を記の措置を講じること を記の措置を講じること を記の措置を講じること を記の方舎で監視・確認できる仕組みを備えること を記の技工を記視及び個人 大部分をシャッターで閉鎖を対する。 を記の技工を記れ、監視を記れ、管理用カメラ 大部分をシャッターで閉鎖を対する。 を記の技工を記れ、監視を記れ、管理が可能なシステムあり。 を記の方舎においても監視・管理が可能なシステムあり。 で記の方舎で設置場所の状態が確認できること 同左 「本機側に1台設置し、端末利用者と担当市町村職員とが連絡を取れるようにすること 「同左 「本機の稼働時間は、市町 同左 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動を関する、事業を関する、事業を関する。 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、市町 「本機の移動時間は、下間は、対域の移動性が、対域の移動性が、対域の移動性が、対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対		一の限りでない。		
能の強化対策を講ずる場合は、この限りではない。 自動交 付機の シャッター又はドアで端末 とに加えて、専用ブースの設置等により筐体(きょうたい)の四囲を閉鎖し物理的に独立した空間を作ること を通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること 虚別の2か所を監視する監視・管理用カメラを入して、パルムの方舎で設置場所の状態が確認できること 虚別の2か所を監視すること を別用のカメラにより、画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視すること を別用カメラを介して、パルムの方舎で設置場所の状態が確認できること 同左 要託した民間事業者が障害検出装置のできること を				
合は、この限りではない。 自動交付機の運用時間外は、施錠付きの				
自動交 稼働時間外は、施錠付きの				
付機の	白動六	接働時間がけ 海鈴付きの		白動亦は機の運用時間が
腰い 機を閉鎖すること 設置等により筐体(きょうたい)の四囲を閉鎖し物理的に独立した空間を作ること 基視、管理業務は、民間事業者に多式し、自動交付機を開設する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること 塩形用のカメラにより、画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視すると利用者を撮影する個人撮影用のカメラにより、画面操作部と用紙トレイ・金庫周辺の2か所を監視すること は利用者を撮影する個人撮影用カメラを介して、パルムワンの防災センターで監視を行う。 (市庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) 同 上				
たい)の四囲を閉鎖し物理的に独立した空間を作ることを				
放展 機械の障害、消耗品切れ等を通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること を通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること を担当市町村の庁舎で設置場所の状態が確認できること でまれ、一方の庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) マー・アンにより、町村の庁舎で設置場所の状態が確認できること では、市町村の庁舎で設置場所の状態が確認できること では、市町村の庁舎側に1台設置し、端末利用者と担当市町村職員とが連絡を取れるようにすること 「同左 で表記した民間事業者が障害検出装置や緊急電する。事業格を取れるようにすること 「同左 を託した民間事業者が障害を介して、パルムの方の間は、市町技術を製造し、端末利用者と担当市町村職員とが連絡を取れるようにすること で表記した民間事業者が障害を介して、別ルムの方の間は緊急連絡体制を整備している。事業を対した民間を整備している。事業を対している。を表記した民間を実施設の意識を対している。を表記した民間を実施設の間は緊急連絡体制を整備している。を表記した民間を表記を介して、の間は、市町村等において管理体制にある時間とする。 「日左 「日左 「日本	<u> </u>			
こと 一				
遠隔監 機械の障害、消耗品切れ等を通報する機能について、市町村の庁舎で監視・確認できる仕組みを備えること				
では、	遠隔監	機械の障害、消耗品切れ等		監視・管理業務は、民間事
る仕組みを備えること 面操作部と用紙トレイ・金 庫周辺の2か所を監視す ること を行う。 (市庁舎においても監視・管 理が可能なシステムあり。) マースター T V により市町 村の庁舎で設置場所の状態が確認できること 同左 一	視装置	を通報する機能について、市	とに加えて、監視及び個人	業者に委託し、自動交付機を
庫周辺の2か所を監視すること 影用カメラを介して、パルムワンの防災センターで監視を行う。(市庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) VTR		町村の庁舎で監視・確認でき	撮影用のカメラにより、画	
マンの防災センターで監視を行う。 (市庁舎においても監視・管理が可能なシステムあり。) VTR		る仕組みを備えること	面操作部と用紙トレイ・金	と利用者を撮影する個人撮
を行う。			庫周辺の2か所を監視す	影用カメラを介して、パルム
VTR モニターTVにより市町村の庁舎で設置場所の状態が確認できること 同左 同上 電話 端末機側に1台、市町村の庁舎側に1台設置し、端末利用者と担当市町村職員とが連絡を取れるようにすること 同左 委託した民間事業者が障害検出装置や緊急電話を介してトラブルを認知する。事業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。 稼働時間 端末機の稼働時間は、市町村等において管理体制にある時間とすること 同左 商業施設の営業時間とする。 日左 有業施設の営業時間とする。 月~土 10:00~20:00			ること	
フィア マンステムあり。) フィア マンステムのでは フィア マンステムのでは フィア マンステムののでは フィア マンステムののでは フィア マンステムののでは マンステムのでは マンステ				
VTR モニターTVにより市町 村の庁舎で設置場所の状態 が確認できること 同左 委託した民間事業者が障害検出装置や緊急電話を介してトラブルを認知する。事業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。 電話 端末機の稼働時間は、市町間 村等において管理体制にある時間とすること 同左 商業施設の営業時間とする。 月~土 10:00~20:00				
村の庁舎で設置場所の状態が確認できること 電話 端末機側に1台、市町村の				
が確認できること 電話 端末機側に1台、市町村の 庁舎側に1台設置し、端末利 用者と担当市町村職員とが 連絡を取れるようにすること 場本機の稼働時間は、市町 間 端末機の稼働時間は、市町 間 村等において管理体制にあ る時間とすること 同左 高業施設の営業時間とする。 月~土 10:00~20:00	VTR	1	同 左	同 上
電話 端末機側に1台、市町村の 庁舎側に1台設置し、端末利 用者と担当市町村職員とが 連絡を取れるようにすること 場本機の稼働時間は、市町 間 端末機の稼働時間は、市町 同左 商業施設の営業時間とす る。 る時間とすること 同左 同左 同左 アーナ 10:00~20:00				
庁舎側に1台設置し、端末利	高红			まなしょ 口明事業おが 陸
用者と担当市町村職員とが 連絡を取れるようにすること 単名と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。 稼働時 端末機の稼働時間は、市町	电話		미 도 	
連絡を取れるようにすること業者と市役所の間は緊急連絡体制を整備している。稼働時端末機の稼働時間は、市町 門 付等において管理体制にある。 る時間とすること同左商業施設の営業時間とする。 る。 月~土 10:00~20:00				
核働時端末機の稼働時間は、市町間同左商業施設の営業時間とする。 る。 月~土 10:00~20:00				
稼働				
問 村等において管理体制にあ る。 月~土 10:00~20:00	稼働時		 同左	
る時間とすること 月~土 10:00~20:00				

(2) 要件・手続等の内容

本特例措置の要件では、個人情報の保護及びセキュリティに配慮することとされており、三条市について、総務省は、「留意事項通知による基準以上の要件を課しているものであり、個人情報の漏洩の危険性は生じていない。」としている。留意事項通知による基準以上の要件を満たしている内容として、総務省は、具体的には、次の事項をあげている。

留意事項通知による基準で定められている端末機だけの閉鎖と比べてより安全性 の高い、フロア全体をシャッターで閉鎖するという方法を採用している。

遠隔稼動監視に関して、留意事項通知による基準で定められている市町村職員による遠隔監視に加えて、施設管理委託者による迅速な対応が可能となっている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 足立区

足立区は、 住民は、身近なコンビニエンスストアで好きな時間帯に行政サービスを受けられる、 区は、窓口の時間延長や土日開庁、証明書の自動交付システム等を導入しなくても、24 時間サービスを安く提供できるという効果を期待し、コンビニエンスストアの情報システムを活用して住民票等の証明書の発行が可能となるような規制の緩和を求めていたものである。

しかし、提案に対する総務省からの回答では、「民間との情報端末の共有化は、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要」とするものであったため、計画の具体化を中断しており、特区計画の認定申請を行っていない。

(2) 三鷹市

三鷹市は、市役所本庁舎、三鷹駅及び三鷹台の市政窓口(出張所)に自動交付機を置き、窓口開設時間以外にも住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付サービスを行っている。

このうち、三鷹駅市政窓口は平成 17 年 6 月の移転を契機に同窓口の業務のすべてを株式会社まちづくり三鷹(第三セクター)に委託したいと考えており、委託に当たって本特例措置の利用を想定したものである。しかし、委託先の職員を市の嘱託とすることで公共施設内の設置とみなされるのであれば特例措置の利用は不要となると理解しており、現在、認定申請をするかどうか検討中である。

これについて、総務省では、委託先の職員を嘱託職員とするとしても、市管理の公 共施設とみなされるとはいえないとしている(ただし、試行事業としてのセキュリティ基準を満たせば、特例措置を使わずとも設置は可能としている)。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 提案主体が特区認定を申請していない理由

上記のとおり、提案をした2地方公共団体が特区計画の認定を申請していない理由は、次のとおりである。

個人情報保護、セキュリティの確保の観点から、実質的には専用機による設置しか認められておらず、提案したコンビニエンスストアの端末機を利用した民間事業者との共用による設置までは認められていないこと

特例措置によらなくとも、管理を担当する職員を地方公共団体の嘱託にする方法により設置場所の拡大が可能であると考えていること

(2) 今後の課題等

本特例措置については、住民票の写し等の自動交付機についての設置場所の拡大が認められているものであるが、足立区の提案のように、専用機でなくコンビニエンスストア等民間事業者の端末機との共用といった、従前の方式によらない新たな方式を採用したい場合には対応できないものとなっている。

特例措置調査結果(405)

特例措置番号	405
特 例 措 置 名	空中線利得を増大した 5 GHz (ギガヘルツ)帯無線アクセスシステムの導
	入事業
特例措置の概要	5 GHz 帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たって、地理的条件
	や電波の伝搬特性等を考慮して 13dB(デシベル)を上限に送信空中線
	の絶対利得を引き上げることにより、基地局(アクセスポイント)から
	より離れた場所での通信を可能とするものである。なお、これに伴い電
	波干渉がより遠方の区域まで拡大することから、当該区域周辺も含めた
	地域の状況を把握した上で無線局免許を行うものである。
提 案 主 体	岩見沢市(ITビジネス特区)
特例措置に係る	2件(岡山県(IT特区) 岩見沢市(ITビジネス特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 総務省
	提 案 主 体 岩見沢市
	認 定 申 請 主 体 岡山県、岩見沢市
	そ の 他 -

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在)
 - 本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(岡山県及び岩見沢市)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている事業の内容

岡山県及び岩見沢市では、次のとおりいずれも条件不利地域(利用者が離散的に存在するため、投資効率が低いなどの理由で通信事業者が光ファイバー等有線アクセスシステムを通じたブロードバンドサービスを見送っている地域)内においても、送受信能力を高めた 5 GHz 無線アクセスシステムを利用することでブロードバンドサービスの安定的利用が可能になるようにし、同地域の住民の利便性向上とITビジネスの展開等を図る目的で本特例措置の認定を受けている。

ア 岡山県

基地局(商工会議所)と加入者局(公民館)との間約7.7km(キロメートル)について、これまで無線接続が不可能であったが、空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムを導入し、無線接続によるブロードバンドサービスの提供が可能になった。

イ 岩見沢市

親局(自治体ネットワークセンター)と子局(幌向終末処理場)との間約 11km について、空中線利得の増大による高速・広域帯通信環境を構築し、既に有線系ネットワークにて運用中である公共サービスを無線接続により提供することが可能になった。

(2) 要件・手続等の内容

特例措置の適用に当たっては、地理的条件や電波特性等が考慮されることが要件とされているが、岡山県及び岩見沢市では、管轄の総合通信局との協議等の過程において、特段支障がなかったとしており、認定後の手続きも通常の手続(無線局免許申請審査 予備免許交付 設置 検査 免許交付 運用開始)と同様であり、要件が過剰あるいは手続が煩瑣といった状況はなかったとしている。

(3) 実施主体の意見等

岡山県及び岩見沢市は、本特例措置について全国的に適用が少ない要因として、次のような要因を挙げている。

ア 岡山県

5 GHz 帯無線アクセスシステムの屋外使用が制度化(平成 14 年 9 月)されて 以降間もないこともあり、当該システムを利用したサービス提供事業者が少ない (注)。

(注) 5 GHz 帯無線アクセスシステムの免許人は、全国で電気通信事業者 4、地方公共団体 1 である(平成 16 年 4 月末現在)。

出力を増大させた 5 GHz の無線アクセスシステム自体が実質的には実証実験段階にあり、電波の直進性が高く距離の離れた基地局と加入者局とのピンポイントの接続は可能であることは実証されているものの、基地局からのサービス提供可能エリアは限られた範囲のもの(今回設置された基地局のカバー世帯数は約 100世帯)となっており、その効果・採算性等がまだ不明であり、実用化に向けての課題も多い。

イ 岩見沢市

国際電気通信連合(ITU)による自動着陸誘導システム(MLS)の割り当て帯域も5 GHz 帯であること等により、現在割り当てられている帯域幅が狭く、MLSによる5 GHz 帯の今後の利用動向がはっきりしないこと等から、周波数の割り当てによっては現在の利用帯域が利用不可になることも考えられる等、長期的利用の可能性について不透明さがあり、この課題が克服されないと全国普及は難しいと思われる(注)。

- (注) 当該特例措置において措置された帯域は 5 GHz 帯無線アクセスシステムに割り当てられた帯域と同じであり、4900MHz (メガヘルツ)ないし 5000MHz、5030MHz ないし 5091MHz である。このうち、4900 MHz ないし 5000MHz は現在固定通信で使用しているが、固定通信での使用には平成 19 年までの期限が設けられている。また、5030MHz ないし 5091MHz については、本来MLSに世界的に分配されているものであるが、平成 19 年まで暫定的に無線アクセスシステムが使用可能とされている帯域であり、今後周波数の移行が必要になる。
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。
- 4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等 5 GHz 帯無線アクセスシステムについて割り当てられている帯域の幅が狭く、また、割

り当てられている帯域の一部は、今後周波数の移行が必要になることが課題となっている と考えられる。

特例措置調査結果(406)

特例措置番号	406
特 例 措 置 名	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業
特例措置の概要	無線アクセスシステム(5 GHz(ギガヘルツ)帯、22/26/38GHz 帯)に
	ついて、公共施設間又は自らの構内・敷地内において、構造改革特別区
	域及び周辺における電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を
	与えない範囲において通信を行うものである場合に、電波需要等の状況
	の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあることを前
	提に、電気通信業務用以外への免許を可能とするものである。
提 案 主 体	愛知県(環境・エネルギー・国際交流特区) 大阪府(国際交流特区)
特例措置に係る	1件(岩見沢市(ITビジネス特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 総務省
	提 案 主 体 愛知県、大阪府
	認 定 申 請 主 体 岩見沢市
	その他地方公共団体2、民間事業者1

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(岩見沢市)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている事業の内容

認定を受けている岩見沢市では、既に有線アクセスシステムを用い運用中であった公共ネットワークサービス(行政情報提供サービス、施設情報提供サービス等)を条件不利地域(利用者が離散的に存在するため、投資効率が低いなどの理由で通信事業者が光ファイバー等有線アクセスシステムを通じたブロードバンドサービスを見送っている地域)内の市民においても享受できる環境を整備する目的から、特例措置 405(空中線利得を増大した 5 GHz 帯無線アクセスシステムの導入事業)と併せて本特例措置の認定を受けた後、同市が無線局免許を取得し(平成 15 年 9 月)、運用している。

(2) 要件・手続等の内容

本特例措置については、「電気通信事業者のシステム展開や電波需要に影響を与えない範囲」、「電波需要等の状況の変化により使用周波数、出力等の調整が行われることもあること」等が要件となっているが、岩見沢市では、当該地域において、電気通信事業者の参入がないため、周辺地域を含めた電波の輻輳・干渉等についても問題がなく、また、使用する周波数が期間の定められた暫定使用であることが確認されており、要件・手続等で特段の支障はなかったとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 提案主体である愛知県及び大阪府が認定申請をしていない理由は、手続が煩瑣、要件が 厳しい、あるいは関連する規制が支障となっているといった理由ではなく、以下のように、 提案内容と認められた特例措置に相違があったこと、提案時の構想が具体的でなく、実際 には当該特例措置を利用しようとする事業者のニーズがなかったこと等の理由によるも のである。

ア 愛知県

免許不要周波数帯の拡大、免許不要出力の緩和を提案していたが、特例措置は、無線アクセスシステムを電気通信事業者以外の者にも個別に免許を付与するという内容であり、また、電気通信事業者以外の者が無線アクセスシステムを活用して事業を展開するというニーズがなかった。

イ 大阪府

最初の特区提案申請であったため、幅広に提案を出すという観点から 23 事項の特例 措置を提案したが、本特例措置は、必要性・緊急性が高くなかったので、認定申請を行 わなかった。

大阪府内は、情報通信基盤が整備されており、無線アクセスシステムを使ってブロードバンド化を図る必要性が高い地域ではなく、民間事業者等からも無線アクセスシステムを使ってITインフラを整備したいとする要望もない。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

(1) 提案主体が特区認定を申請していない理由

上記のとおり、提案をした2地方公共団体が特区計画の認定を申請していない主な理由は、次のとおりである。

本特例措置と提案内容とに相違があったこと

提案時の構想が具体的でなく、本特例措置を利用しようとする事業者のニーズがなかったこと

(2) 今後の課題等

本特例措置については、岩見沢市の例のように、過疎地域等電気通信事業者が参入する可能性の低い地域において、電気通信事業者以外の者(地方公共団体等)による利用を可能とするものであり、その場合は有効な措置になるものと思われる。ただし、岩見沢市が使用している 5 GHz 帯域については、割り当てられている帯域幅が狭く、今後の周波数の移行が必要になることが今後の課題になるものと考えられる(特例措置調査結果(405)参照)。

特例措置調査結果(408(1120))

特例措置番号	408(1120)
特 例 措 置 名	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による
	施設配置等事業
特例措置の概要	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路
	の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、石油コンビナート等特
	別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令(昭
	和 51 年通商産業省・自治省令第1号。以下「レイアウト省令」という。)
	の第 10 条、第 11 条、第 12 条の各号で定める基準と同等の安全性が確保
	される代替措置を講ずることにより、基準によらない施設地区の配置等
	が可能となるものである。
提 案 主 体	三重県・四日市市・四日市港管理組合(技術集積活用型産業再生特区)
	愛媛県(愛媛県素材型産業新生特区)
特例措置に係る	1 件(三重県・四日市市・四日市港管理組合(技術集積活用型産業再生
特区の認定状況	特区))
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 総務省(消防庁)、経済産業省
	提 案 主 体 愛媛県、三重県、四日市市
	認 定 申 請 主 体 三重県、四日市市
	そ の 他 地方公共団体 6 、民間事業者・団体等 9

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件(三重県・四日市市・四日市港管理組合) である。

- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 - (1) 実施されている事業の内容
 - 三重県は、以下の代替措置を講じることにより本特例措置の適用を受けている。

レイアウト省令第10条に定めるセットバックエリアの適用を除外

- (代替措置)消防活動上有効な場所に空地(以下「消防活動用空地」という)を設置 レイアウト省令第 11 条に定める特定通路の幅員の基準を緩和(三重県の場合は 8 m (メートル)以上の基準に対し6 m以上に緩和
- (代替措置)消防活動用空地の設置及び防火上有効な水幕設備等の設置

レイアウト省令第 12 条に定める特定通路の上空を横断する連絡導管等の地盤面からの高さの基準を緩和(三重県の場合は4m以上の基準に対し3.5 m以上に緩和)

- (代替措置)当該連絡導管等により通行不能となる大型高所放水車の代替ルートを確保
- (2) 要件・手続等の内容

三重県では、適用に当たって、要件・手続が過剰又は煩雑であるとの意見はなかった。

三重県の場合、適用に当たっての要件等について、基準や指針はないが、レイアウト 省令で定める基準と同等の安全性を確保するため、「石油コンビナートに係る防災対策 調査検討委員会」を設けて規制の特例に係る代替措置等について調査検討を実施し、平 成 15 年 3 月に「石油コンビナートに係る防災対策調査検討報告書」として取りまとめ、 これに基づき審査を行っている。

さらに、国は、レイアウト省令に基づく規制と同等の安全性が確保できているかを検証するため、県から提出された図面及び実証データ等の審査並びに現地調査を行っている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 愛媛県

愛媛県では、 提案した 11 項目の要望事項のうち 2 項目(本特例措置及び特例措置 番号 1115)が認められたにすぎず、特区構想で描いた効果が不十分であると判断した こと、 この 2 項目についても事業者において具体的な事業計画が立ち上がる見込みが ないことから、特区計画の認定申請を断念している。

(2) その他の地方公共団体等

石油化学工業協会は、「本特例措置は、企業側が案件を出してから国で 1 件ずつ検討して対応するので従来となんら変わらず、県、市等への特区認定申請のための対応に余計な時間がかかる。企業側から案件が出てこないので国が動かないというスタンスではなく、国が規制緩和を先にしてくれれば、各社はそれに従い具体的に事業展開の検討に入ることができる。また、その権限を地方に委譲してもらえれば余計な時間はかからない。」としている。

また、調査対象とした地方公共団体の中には、「事業者も含め総合的に安全対策を中心に細心の事故対策を進めており、地域住民にも規制緩和より安全対策を求める声が強い。したがって、規制緩和を図るような一般的な状況にはない。」との意見があった。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、 具体的な事業計画の伴わない提案であったこと及び 既存不適格施設(注)があり、かつ、そのリニューアルに当たり土地の余裕がないような場合に特例措置を活用することになるが、現段階ではそのようなニーズは多くないことから、特区認定件数が少ないものとなっていると考えられる。

なお、消防庁によると、本特例措置の対象となりうる施設を有するのは 208 事業所 (平成 15 年 4 月 1 日現在) である。

(注)既存不適格施設とは、石油コンビナート等災害防止法及びレイアウト省令の施行以前に設置された施設であって、現行の基準に適合していない施設をいい、軽微な変更を超える増改築等を行う場合は現行基準に適合させなければならない。

特例措置調査結果(808)

特例措置番号	808
特 例 措 置 名	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業
特例措置の概要	教員免許状を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村
	費負担教職員として任用する場合に、市町村教育委員会及び都道府県教
	育委員会が、学識経験者の意見聴取の聴取内容、必要書類及び手続につ
	いてあらかじめ協議し定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、
	免許状授与手続きの迅速化を図るものである。
提案主体	横須賀市(国際教育特区)
特例措置に係る	1件(太田市(太田外国語教育特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 文部科学省
	提 案 主 体 横須賀市
	認 定 申 請 主 体 太田市
	そ の 他 地方公共団体 4

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件(太田市)であるが、本特例措置を利用する段階に至っていない。

2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

〔太田市〕

太田市は、バイリンガルの教員を任用し、外国人子女に対し母国語と日本語による教育を実施することとし、平成17年4月にプレスクール(日本語塾)を開設するとともに、初年度に市内6ブロックの集中校と位置づけた学校に各1人、計6人のバイリンガル教員を採用する予定である。

バイリンガル教員の採用について、太田市は群馬県と協議を始めたところであり、まだ本特例措置を利用する段階に至っていない。

なお、県との間の協議において、通常年1回行われる学識経験者の意見聴取(教育職員免許法第5条第4項)を早期に実施する方法が検討されている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 横須賀市

横須賀市では、学校における英語教育の改善を図ることを目的に、ネイティブスピーカーを常勤講師として採用することとして本特例措置を提案したものであるが、本特例措置によらず、従来の手続により特別免許状の授与手続を行っている。

実際の手続では、「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則」(昭和 44 年 5 月 30 日神奈川県教育委員会規則第 14 号)第 7 条の 2 に掲げる必要書類を市教委が県教委に提出し、県教委においては、教育職員免許法第 5 条に定められた学識経験者で構

成される教育職員特別免許状授与検討会を実施した上で、特別免許状が授与されており、申請から授与までの期間は約3か月間となっている。

横須賀市では、上記の通常の手続により、平成 16 年 4 月 1 日付けで 2 人を採用しており、今後毎年度 1 人ずつ増員し、平成 19 年度までには 5 人を採用する予定である。

横須賀市は、当初、申請から授与までに長期間を要するのではないかと考え、本特例 措置を提案したものであるが、実際には、通常の手続によっても長期間を要しなかった ことから、今後も本特例措置に係る特区計画を認定申請する予定はないとしている。

なお、横須賀市では、本特例措置が特区において実施することができる規制の特例措置として決定・公表されたことも、通常の手続が迅速に進められた理由の一つとして考えられるとしている。

(2) その他の地方公共団体

今回調査対象とした地方公共団体においては、市町村採用教員の採用に当っては免許 状を有する者を対象と考えており、いずれも本特例措置を活用する予定はないとしてい る。

- 4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等
- (1) 本特例措置は、教員を採用しようとする市町村と、特別免許状の授与権限を有する都道府県との間で事前に協議することにより、手続を迅速化するものであり、迅速化の内容については協議で調整されることになっている。このため、本特例措置を利用しなくても、実質的な協議調整により運用上の迅速化は可能と考えられる。
- (2) 今回調査対象とした地方公共団体においては、市町村採用教員の採用に当っては免許状を有する者を対象と考えており、いずれも本特例措置を利用する予定はないとしている。
- (3) 本特例措置は、「市町村費による教員採用を認める特例措置(810)」を前提として、教員免許を有しない者を任用する場合の特別免許状授与手続の迅速化を図ろうとしたものであるが、平成16年10月から、新たな特例措置として「市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830)」が設けられることとなっている。この特例措置(830)は、市町村に特別免許状の付与権限を認めるものであり、この特例を利用する場合は本特例措置(808)を利用する必要性はなくなる。ただし、特例措置としては双方とも並存することとなり、市町村が事務体制等を勘案して選択できることとなる。

特例措置調査結果(809)

特例措置番号	809
特 例 措 置 名	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業
特例措置の概要	教員免許状を有しない者を市町村費負担教職員として任用する場合
	に、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、免許状授与要件や手
	続きについてあらかじめ協議・連携し、市町村における採用選考及び都
	道府県における教育職員検定に必要な書類・手続について統一化、簡素
	化しておくことにより、免許状授与手続の簡素化を図るものである。
提案主体	横須賀市(国際教育特区) 太田市(太田外国語教育特区)
特例措置に係る	1件(太田市(太田外国語教育特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 文部科学省
	提案主体横須賀市、太田市
	認 定 申 請 主 体 太田市
	そ の 他 地方公共団体 3

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件(太田市)であるが、本特例措置を利用する段階に至っていない。

2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

〔太田市〕

太田市は、バイリンガルの教員を任用し、外国人子女に対し母国語と日本語による教育を実施することとし、平成 17 年 4 月にプレスクール(日本語塾)を開設するとともに、初年度に市内 6 ブロックの集中校と位置づけた学校に各 1 人、計 6 人のバイリンガル教員を採用する予定である。

バイリンガル教員の採用について、太田市は群馬県と協議を始めたところであり、ま だ本特例措置を利用する段階に至っていない。

なお、県との間の協議においては、市における教員採用に関する必要書類(現段階では明確には定めていない)と県の教員免許状授与に関する必要書類についてあらかじめ申し合わせておき、共通するものについては県に提出するものの写しでも可とするなどの方法により簡素化を図ることが検討されている。

- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
- (1) 横須賀市

横須賀市は、提案を行ったのみで認定申請を行っていない。具体的な計画としては、市内の小中学校における英語教育のためにネイティブスピーカーを常勤講師として採用することとしているが、普通免許状ではなく、特別免許状により採用することとしている(特例措置調査結果(808)参照)。

(2) その他の地方公共団体

今回調査対象とした地方公共団体においては、市町村採用教員の採用に当っては免許 状を有する者を対象と考えており、いずれも本特例措置を利用する予定はないとしてい る。

- 4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等
- (1) 本特例措置は、教員を採用しようとする市町村と、普通免許状の授与権限を有する都 道府県との間で事前に協議することにより、手続を簡素化するものであり、簡素化の内 容については協議で調整されることになっている。このため、本特例措置を利用しなく ても、実質的な協議調整により簡素化は可能と考えられる。
- (2) 今回調査対象とした地方公共団体においては、市町村採用教員の採用に当っては免許状を有する者を対象と考えており、いずれも本特例措置を利用する予定はないとしている。

特例措置調査結果(811)

特例措置番号	811
特 例 措 置 名	校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業
特例措置の概要	地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があって、大学及
	び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に
	認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができ
	るようにするものである。
提案主体	茨城県、千葉県、埼玉県、静岡県、滋賀県・大津市・草津市、京都府、
	京都府・大阪府・奈良県、大阪府、兵庫県、奈良県、帯広市、港区、墨
	田区、三鷹市、横浜市、横須賀市、京都市、大阪市、堺市、西宮市、神
	戸市、北九州市、長崎県新魚目町
特例措置に係る	1件(京都府・大阪府・奈良県(けいはんな学研都市知的特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 文部科学省
	世 安 大 滋賀県、大阪府、大阪市、堺市、北九州市、長崎県新
	提 案 主 体
	認 定 申 請 主 体 大阪府
	そ の 他 地方公共団体 1 、民間事業者・団体等 4

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件(けいはんな学研都市知的特区)のみであるが、本特例措置は利用されておらず、平成16年1月に特区計画の変更手続がとられている。

2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

〔大阪府〕

けいはんな学研都市知的特区内(大阪府枚方市津田地区)に総合医療大学を設置し、 平成 18 年 4 月に開校する計画で特区認定を受けたが、大学を設置する法人側の計画変 更により当該地区への設置を取りやめることとなり、本特例措置を実際に利用するに至 らなかった。

なお、計画では、校地面積基準上 8,000 ㎡(平方メートル)が必要であるのに対し、確保できる面積が 6,300 ㎡であることから、本特例措置を利用する予定であり、計画変更がなければこの内容で適用される見込みであった。

本特例措置の適用に当っては、「地域の集積が高い等の特別の理由があって、大学の教育・研究に支障が生じないこと」が要件とされているが、大阪府では、「『特別の理由』については、大学立地に当たって校地面積基準が確保できない理由を特区計画に具体的に明記するよう特区推進室から指導を受けたが、それ以外に特段の要件や手続等を求められたことはない。また、本特例措置により校地面積を減ずることができる範囲を限定されたことはなく、校地面積が基準を下回ることが大学の教育・研究に支障を及ぼさな

いことについても、特区計画に文言で明記するだけでよく、これを証明する実証資料等の提出は特に求められなかったことなどから、要件・手続が過剰又は煩雑だったとは思わない。」としている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

滋賀県、大阪市、堺市、北九州市のいずれも、提案は具体の大学等の設置計画を前提としたものではなく、大学誘致のインセンティブとして提案したものである。

長崎県新魚目町の場合は、インターネットを活用した大学院設置構想に基づく提案であり、校舎を置かず、インターネットによる授業を行うというものであるが、本土との光ファイバーケーブルの接続時期が未定である等計画実現の具体的な時期が決まっていないこと等から認定申請に至っていないものである。

なお、調査対象とした事業者(学校法人)からは「面積基準については、平成 15 年 4 月に制度改正が行われており、従前は校舎面積の 3 倍に相当する校地を確保する必要があったが、改正後は学生 1 人当り 10 ㎡の校地を確保すればよいという緩和が行われている。また、校地については自己所有でなければならないとされているが、別の特例措置(「校地・校舎の自己所有を有しない大学等設置(821)」により借受けが可能となっている。これらのことから、面積基準を満たす校地の確保が容易になっている」との意見があった。

- 4 本特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等
- (1) 本特例措置は、大学等の設置を前提とするものであり、具体的な設置計画がなければ利用に至らないものである。
- (2) 校地については、面積基準の全国的緩和及び他の特例措置による校地の自己所有制限 の緩和が行われていることから、面積基準を満たす校地の確保が容易になっていると考 えられる。

特例措置調査結果(901)

特例措置番号	901
特 例 措 置 名	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業
特例措置の概要	地方公共団体が、求人が相当数あるにもかかわらず求職者が安定した
	職業に就くことが困難な状況にあるなどの要件を満たすものと認めて特
	区計画を申請し、認定された場合に、当該特区内において、都道府県労
	働局長の認定を受けた社会保険労務士が、求職者又は労働者の代理人と
	して労働契約の締結、変更及び解除を行うことができるように、社会保
	険労務士法第2条に規定する社会保険労務士の業務の特例を設けるもの
	である。
提案主体	足立区(生活創造特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 厚生労働省
	提 案 主 体 足立区
	認定申請主体
	その他 地方公共団体 3、民間事業者・団体等 5

調查結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
- (1) 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体の状況

[足立区]

足立区では、同区が東京都の東北端に位置するという地理的条件や中小企業が多いことから、よりよい条件での転職等のためには他区他県に所在する事業所までも対象とすることが必要であるとして、社会保険労務士の業務に係る求職者又は労働者及び就職する事業所の範囲を東京都、千葉県及び埼玉県内とすることを要望していた。しかし、本特例措置については、労働者に対する中間搾取等の弊害が生ずる恐れもあるので特区内に地域を限定する必要があるとの理由により、実際の業務の範囲は特区である足立区内に限られることとなった。

このため足立区では、業務の範囲を足立区内に限定してしまうと、限られた地域の中で社会保険労務士の代理事業が成り立ちうるのか極めて疑問であり、強引に実施しても対象となる事業所が十分に確保できなければ実績がほとんど挙がらないことが予想されるとして、当面実施する意向を有していない。

足立区では、就職先の事業所については区内に限るとする部分を緩和し対象区域を 広域化することができないか検討して欲しいとの要望を有している。

[厚生労働省労働基準局労働保険徴収課]

厚生労働省は、「足立区が、求職者又は労働者及び就職する事業所について、東京都、 埼玉県及び千葉県内を要望したことについては、労働者に対する中間搾取等特例措置 の弊害が生じるおそれもあるので、地域を限定して試みに特例措置を設けるという特 区制度の趣旨に即し特区内に地域を限定し効果をみる必要があるため、特区内に限る こととしたものである。なお、特区の認定申請は市区町村単位のみならず、複数の地 方公共団体が共同して申請することが可能である。」としている。

〔社会保険労務士会〕

全国社会保険労務士会連合会では、本特例措置が特区において実施されない理由として足立区と同じ理由を挙げている。また、個別労働紛争解決制度における総合労働相談件数が平成 15 年度に約 73 万件も寄せられている状況にかんがみれば、就業規則や賃金規定の作成を通じて中小企業の労働事情に通じた社会保険労務士が本特例措置に基づき代理事業を行うことは社会的意義が大きく、需要もあるとしている。

東京都社会保険労務士会足立・荒川支部では、足立区と同様に社会保険労務士が行うことのできる労働契約の締結が、特区内に事業所を有する事業主との間に行う契約に限定されているため、利益がそれほど期待できず業として成り立たないとして、目先の実施の可否というよりも中長期的な課題として取り組むことが必要ではないかとしている。

(2) その他の地方公共団体等

調査対象とした地方公共団体等では、本特例措置を認定申請する予定はないとしている。

なお、主な意見は次のとおりである。

ア 沖縄県

県外への就職を促進する施策を展開しているといった沖縄県の地域の特性もあるため、特例措置で認められる本事業については、特例措置によるのではなく、全国的に実施すべきものと考える。

イ 奈良県

県内の雇用情勢から考えると、当該特例措置の適用要件とされている「特区内に相当数の求人があり、求人数に比して就職者数が少なく、これらの傾向が一定期間継続している状態を満たす地域」が奈良県にあるとは考えにくい。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置の提案主体である足立区が特区計画の申請を行っていないのは、社会保険労務士の代理事業に係る求職者又は労働者及び就職する事業所の範囲が特区内に限定されているため、仮に実施した場合でも十分な効果が期待できないことからである。

特例措置調査結果(903)

特例措置番号	903
特 例 措 置 名	官民共同窓口の設置による職業紹介事業
特例措置の概要	地方公共団体が用意した施設内において、公共職業安定所の出先窓口
	と民間職業紹介事業者の共同窓口を設置し、共同して職業紹介サービス
	を提供する際に、安定所と民間事業者との間で求人・求職情報を相互に
	連絡・回付することは、求職者情報の目的外使用の禁止や守秘義務等を
	定めた職業安定法第5条の4、第51条、第51条の2の規定に抵触しない
	ものであることを明確化するものである。
提案主体	足立区(生活創造特区)
特例措置に係る	1件(足立区(人材ビジネスを活用した雇用創出特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 厚生労働省
	提 案 主 体 足立区
	認 定 申 請 主 体 足立区
	そ の 他 民間事業者・団体等 2

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画認定件数は、1 件(足立区)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

足立区では、主として若年者の雇用対策のため、民間職業紹介事業者の高いカウンセリング能力やスキルアップ能力を活用して、官民連携の職業紹介による相乗効果をねらい、就職率を高め、失業率を低下させることを目的として本特例措置を提案し特区において実施している。本特例措置の実施状況等は次のとおりである。

(1) 実施されている事業の内容

ア 実施方法

平成 15 年 11 月に足立区役所内に設置した「あだちワークセンター」(面積約 200 ㎡)において、ハローワーク足立(足立公共職業安定所)と足立区の選定した民間職業紹介事業者(株式会社リクルート(以下「㈱リクルート」という。))とが共同で窓口を設け、職業紹介を実施している。

ハローワーク足立の窓口数は8、配置人員は11人(うち1人は官民共同窓口の総合受付を担当)、㈱リクルートの窓口数は4、配置人員は4人である。

イ 本特例措置に係る実績

本特例措置に係る職業紹介事業等について、平成 15 年 11 月から 16 年 3 月までの 5 か月間の実績をみると、 来所者数は累計で 2 万 2,959 人(営業日 98 日の 1 日当り 平均 234 人)、うち新規求職者数は累計で 4,289 人、 就職者数は累計で 715 人、うち 30 歳未満の若者の比率が 31.0% (パーセント)、 就職率(新規求職者数と就職

者数の比率)は累計で 16.7%となっている。このうち就職者数については、特区計画で想定している「当面の目標 1,000 人の新規雇用」を達成することは、現在のペースから考えればほぼ確実視される状況にある。

なお、機関別内訳をみると、例えば新規求職者数の累計 4,289 人は、ハローワーク 足立 3,722 人、㈱リクルート 567 人となっている。

ウ 特例措置の実施に要する経済的負担の状況

(ア) 本特例措置の実施に係る費用

「あだちワークセンター」は、従来から区役所内にあったハローワーク足立の 高年齢者職業相談室「あだちワークコーナー」(約70㎡)を拡張・転用したもの であり、そのための工事等に足立区は1,000万円弱の設備投資を行っている。

相談員の人件費、机椅子・什器類、パソコン、検索用端末機等の設備及び直接使用している携帯電話、ファックス等の通信費などは、ハローワーク足立及び㈱リクルートがそれぞれ調達・管理しているが、それ以外の共用部分の光熱費及び清掃経費等については区が負担しており、運営費としては概ね年間で800万円程度と見込んでいる。

(イ) 民間事業者に対する補助等の支援措置

㈱リクルートでは、有料の職業紹介事業も行うことができるが、官民共同窓口が設置されている「あだちワークセンター」は主として若年者を対象としているため、企業に求職者を斡旋して報酬を得られるような人材層ではないとして、無料で事業を実施している。

足立区では、「足立区雇用創出特区事業推進補助金」制度を平成 15 年 11 月に創設し、民間職業紹介事業者が行う事業によって、当該求職者が就労した場合等にいわば成功報酬という形でその経費の一部を補助している。

事業が開始された平成 15 年 11 月から 16 年 3 月までの 5 か月間の補助実績は 503 万円となっている。なお、平成 16 年度の予算枠は 6,000 万円となっている。

一方、㈱リクルートでは、平成 15 年 11 月から 16 年 3 月までの支出額は約 1,300 万円となっており、15 年度においては実質 800 万円の赤字となっている。

エ 民間事業者等の関心度

足立区では、提案後、特区計画の認定申請までの間に、参入の可能性があるという 感触を持った民間職業紹介事業者数社と事前の意見交換等を行っており、実際に事業 計画の提案を行った事業者は6社であったが、20社近い事業者からの問合せがあっ たほか、事業実施後においても中小の民間職業紹介事業者や地方公共団体からの問い 合わせがあるとしている。

(2) 要件・手続等の内容

足立区では、本特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況はなかったとしている。

なお、他の地方公共団体において、本特例措置の適用実績がないこと等について、 足立区、㈱リクルート及び厚生労働省の意見等は次のとおりである。

ア 足立区

特区における適用実績が他にない原因としては、足立区の方式で行った場合、民間 事業者にとっては採算がとれないこと、地方公共団体にとっては予算措置が必要に なることが大きいのではないかと思われる。

また、平成 16 年度から厚生労働省の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」 (注)が試行的に始まり、長期失業者について、安定所の職業紹介を始めとする就職支援等の業務を包括的に民間委託することができるようになったことも考えられる。

(注) 本事業は、公共職業安定所において民間のノウハウを活用する事業の新しい一形態として、公共職業安定所で安定した雇用に至らなかった長期失業者について、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを包括的に民間事業者に委託し、安定した雇用の実現を図ろうとする試行的な取組である。

平成 16 年度から実施されることとなっており、対象地域は、北海道、東京、愛知、大阪 及び福岡の 5 都道府県 10 地区、対象となる長期失業者は約 5,000 人を予定している(緊 急雇用創出特別基金のうち 71 億円を充当)。

イ (株)リクルート

本特例措置の適用実績が低調であるのは、自治体にとっては事業者に対する補助等財政負担を要することと、事業者も自治体からの補助金に頼らざるを得ない構造となっていることが大きいと考える。

本特例措置の事業において有料職業紹介事業を行うことは可能であるが、足立区の ワークセンター事業の対象として想定している主たる求職者は、キャリアのある人材 層ではなく、若年の新卒者や失業者であり、これらの人材を金銭負担してまで雇用し たいと思う企業は存在しないと思われる。

事業の運営上の問題点としては、 安定所に寄せられた求人情報については、あだちワークセンター内にあるハローワーク足立の「出先窓口」とハローワーク足立(本所)が受け付けた求人について、事業主の了解を得られたもののみ求人票のコピーで提供(実績として約400件)を受けていること、 センター内に備え付けられているハローワークの自己求人検索機は、求職者と一緒でなければ検索・閲覧できない状況となっていることなどが挙げられる。

平成 15 年 11 月の事業開始から 16 年 4 月末までの実績をみると、本事業の主な対象者である 30 歳未満の若年層では、新規求職者に対する就職決定者の割合は、ハローワークが 15.1% (新規求職者 1,098 人、就業決定者 166 人)であるのに対し、当社は 33.8% (新規求職者 358 人、就業決定者 121 人)となっている。前述の事項を改善し、官民の連携を強化できればより一層の効果を上げることができると考えている。

ウ 厚生労働省

厚生労働省は、上記イの㈱リクルートの意見について、次のとおりとしている。 情報共有については、足立公共職業安定所、民間事業者及び足立区の三者で情報 提供者の承諾を得られたものを提供する旨協定を締結している。

平成 15 年度の求人情報の提供実績は、足立公共職業安定所から民間事業者へは

566件となっている。

公共職業安定所の「就職件数」と民間事業者の「就業決定者」は異なる概念であり、比較することは不適当である(公共職業安定所の「就職件数」は、公共職業安定所の窓口の職業紹介を受けたことによる就職に限定しているが、民間事業者の「就業決定者数」には、求職者が自ら応募したことによる就職や公共職業安定所の職業紹介を受けたことによる就職の場合が含まれている。)。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 本特例措置については、足立区以外からは提案は行われていない。 なお、調査対象とした社団法人日本人材紹介事業協会における意見は次のとおりである。

〔社団法人日本人材紹介事業協会〕

官民共同による雇用のミスマッチ解消策については、最近では、若年者が雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるワンストップサービスセンター(通称ジョブカフェ(注))を都道府県が設置できるようにしたモデル地域が選定されるなどしており、職業紹介事業を官民共同で行うメリットやニーズはあると思うが、本特例措置が効果的なのかについては疑問がある。

(注) ジョブカフェは、国が、若者の能力を向上させ、その就業を促進することを目的として策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、経済産業省、厚生労働省及び文部科学省の連携により、若年者を対象とした雇用関連サービス(情報提供、適性判断、カウンセリング、研修、職場体験、職業紹介等)をワンストップで提供するため、都道府県の主体的取組として整備される施設をいう。平成16年度に整備される43都道府県のうち、35都道府県にハローワークが併設され若年者に対する職業紹介事業が行われることとなっている。

また、経済産業省では、平成 16 年度から、全国 15 か所のモデル地域におけるジョブカフェについて、民間事業者を積極的に活用したカウンセリングから研修までの一貫したサービスの委託(若年人材ニーズの調査、カリキュラム等の開発及び実証、情報のデータベース化、コンサルティング、求人情報の提供等)を開始している(平成 16 年度予算 52 億 5,000 万円)。

現に参入している㈱リクルートとしては、基本的に企業からの対価が見込めず採算が 見込めない状況であり、㈱リクルートはライフサポート、キャリアサポートといった方 針により長期的観点で参入しているところがあるのではないか。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

官民共同による雇用のミスマッチ解消という分野については、民間事業者の関心が高いと思われるが、本特例措置の適用に際しては、 民間事業者、地方公共団体双方に相応の費用負担を要すること、 平成 16 年度から「民間委託による長期失業者の就職支援事業」や「ジョブカフェ」事業が実施されるなど他に官民連携しての就業促進施策が講じられつつあることなどから、全国的に適用実績が少ないものと考えられる。

特例措置調査結果(907-1)

特例措置番号	907-1
特 例 措 置 名	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業
特例措置の概要	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以
	下「PFI法」という。)に基づく選定事業者である法人は、特区内の
	特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令の定めるところに
	より、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置する
	ことができることとするものである。
提 案 主 体	足立区(生活創造特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 厚生労働省
	提 案 主 体 足立区
	認 定 申 請 主 体
	そ の 他 地方公共団体 4 、民間事業者・団体等 5

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
- (1) 提案を行ったのみで認定申請していない地方公共団体

足立区は、軽中度の要介護者を対象とした小規模特別養護老人ホームについて、PFI方式によらない株式会社の参入と、その際の土地建物の一括借り上げ方式を認めることを提案している。

しかし、認められた内容は「長期間安定したサービスを提供する必要があり、経営の安定性を確保する必要があることから、特区においては試行的に地方公共団体が十分に関与できる」方法としてPFI又は公設民営方式(907-2 関係)の下で、特別養護老人ホームへの株式会社の参入が認められただけであり、PFI方式によらない株式会社の参入が認められなかったため、認定申請に至っていない。

このため、同区及び実施主体として想定される事業者(痴呆対応型共同生活介護施設(グループホーム)経営者)では、更に規制を緩和し、PFI方式によらない株式会社の参入とその際の特別養護老人ホームの土地、建物が賃貸借できることを認めて欲しいとの要望を持っている。

(2) その他の地方公共団体等

ア 奈良県

社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置する場合、 国庫補助制度により施設整備費用及び設備整備費用の4分の3(国2分の1負担、都道府県4分の1負担)の補助を受けられること、 4分の1の自己負担分についても独立行政法人福祉医療機構の融資制度を利用できること、 社会福祉法人が行う社会福祉事業に対し法人税は非課税とされている等税制上の優遇措置を受けられること等から、株式会社が特別養護老人ホームを設置する場合であっても、社会福祉法人を別途に設立すると考えられ、現に既存の社会福祉法人やこれから社会福祉法人を設立しようとする者からの設置要望が30件程度もある。

仮に、株式会社から市町村に特別養護老人ホーム設置について、PFI事業を行うよう提案があった場合、市町村とすれば、社会福祉法人が設置した場合には、市町村の負担がないが、PFI方式(PFI-BTO(注))の場合には事業費の4分の1が市町村の負担となり、あえて、市町村が財政負担しなければならないこの方式によって特別養護老人ホームを整備することは考えられない。

なお、県内10市はいずれも認定申請について検討していない。

(注) B T O (Build Transfer Operate)

民間事業者が資金調達、設計、施工した後、公共部門に施設の所有権を移転し、その後 事業者に施設の使用許可等を与え、民間事業者はそれにより施設を運営する方法

イ 静岡県

市町村や民間事業者からの要望がなく、本特例措置の認定申請の予定はない。

ウ 特定施設事業者連絡協議会

本特例措置が適用されても、特別養護老人ホームの経営には行政による指導検査等様々な制約がかかっており、利潤を追求できない中で、あえて参入しようとする民間事業者があるか疑問である。

社会福祉法人であれば、補助金や税制等の優遇措置があるため、低所得者層を中心とする特養ホーム入居希望者に低料金でサービスすることができるが、このような措置がない場合においては、例え民設民営方式が認められたとしても、参入を希望する事業者はないと思う。

特別養護老人ホームについては、利用者負担が相対的に低いため入居希望者が多く、入居者を募集しなくても済むといったメリットがあるものの、介護付き有料老人ホームやケアハウス、グループホームといった施設を経営している事業者とすれば、介護報酬とは別途に対価を徴収することが認められていない特別養護老人ホームの経営に進出するより、比較的所得のある層を対象に経営努力し、入居者を集め、利潤を追求することができる介護付き有料老人ホーム等の方がいいと思うのではないか。

エ 有料老人ホーム経営者

会社の方針として、介護付き有料老人ホームに入所するような比較的経済力のある者を対象としているため、特区において実施されても特別養護老人ホームの経営に参入する予定はない。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

提案主体である足立区が特区において認定申請していない理由は、提案した内容である PFI方式によらない株式会社の参入が認められなかったことによる。

全国的に本特例措置が適用されていない理由としては、事業者側からすると、 PFI 方式の中には土地や建物の取得を伴わないメリットがあるものもあるが、株式会社には社会福祉法人に認められている税制等の優遇措置がないなどイコールフッティングとなっていないこと、 制約の多い特別養護老人ホームの分野に参入するより、介護付き有料老人ホーム等の経営の方が通常の市場原理に基づき創意工夫し対価を徴収することができるため、メリットが大きいことなども考えられる。

特例措置調査結果(907-2)

特 例 措 置 番 号	907-2
特例措置名	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
特例措置の概要	地方公共団体は、構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区
	域において、その設置する特別養護老人ホームの設置の目的を効果的
	に達成するために必要があると認められるときは、条例で定めるとこ
	ろにより、構造改革特別区域法第19条第1項に掲げる基準に適合する
	と認められる法人にその管理を委託することができることとするも
	のである。
提 案 主 体	足立区(生活創造特区)
特例措置に係る特	1件(岩手県一戸町(公設民営型小規模多機能福祉特区))
区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 厚生労働省
	提 案 主 体 足立区
	認 定 申 請 主 体 岩手県一戸町
	そ の 他 地方公共団体 1 、民間事業者・団体等 3

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(岩手県一戸町)のみである。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 - (1) 実施されている事業の内容

一戸町を含む二戸地区広域市町村圏域の計画(岩手県高齢者保健福祉計画・岩手県介護保険事業支援計画)によると、目標年度である平成19年度の特別養護老人ホームの入所定員目標数は 436人であり、これに対し、平成14年度末現在では入所定員は376人となっており60人の不足区域となっている。

同町では、整備を計画している特別養護老人ホームの定員は20人と小規模であるため、施設を整備し経営するには財政上困難であるとして、施設については町が整備を行い、管理は居宅サービス事業所として実績のある第三セクター(株式会社)に委託することで経費を節減し、経営の安定を図っていく必要があると考え、特区計画の認定を受けたものである。

現在、施設の基本設計は既に終了しており、国からの補助の内示を受けて、実施設計を行い、7月頃から建設工事に着手し、平成17年3月に完成させ、管理委託に関する町条例を策定し、4月に開設する予定となっている。

なお、一戸町は「特別養護老人ホームの管理委託が地方自治法に基づく指定管理者制度でも行えることが分かっていれば、特区計画を作成し、認定を受けて条例を定める必要のある本特例措置を利用せずに、単に条例を定めればよい指定管理者制度を適用したと思う。」としている。

(2) 要件・手続等の内容

一戸町では、本特例措置の利用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣である状況では なかったとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 提案を行ったのみで認定申請していない地方公共団体

本特例措置は、足立区が平成 14 年 8 月に行った社会教育施設等の公の施設管理受託者の拡大を求める提案(生活創造特区構想)に包含される内容のものとなっている。

同区では、この提案内容については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年 法律第 81 号)により公の施設の管理について指定管理者制度が創設されたため、既に全国的に規制緩和されたものと認識しているとしている。

(2) その他の地方公共団体等

調査対象とした地方公共団体等における主な意見は、次のとおりである。

ア 奈良県

公立の特別養護老人ホームは市町村が主体となって設置すべきものとの考えから、 県自らが主体となって特別養護老人ホームを新設する予定はなく、また県内の市町村 においても、今後特別養護老人ホームを新設したいという意向を示しているところは ない。

仮に、県内の市町村が公設民営の特別養護老人ホームの設置を要望しても、実際には、国からの国庫補助金の制限枠内でしか設置できないのが現状であり、施設の設置促進が図られる訳ではないと考える。

イ 老人福祉施設組合(広域行政組合)

現に入所者の介護等に従事している職員の雇用を今後も維持していく必要があり、 管理を外部委託することは考えていない(厨房業務、清掃業務については外部委託し ている。)。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置について適用件数が少ない原因・理由としては、 地方自治法の一部を改正する法律により、特別養護老人ホームを含む公の施設の管理について指定管理者制度が創設され、地方公共団体の指定を受けた指定管理者(株式会社を含む。)が、管理を代行することができるようになったため、特区において実施する必要性が薄れたこと、地方公共団体においては、現在配置されている担当職員の処遇をどうするかかという問題があり、委託のタイミングを図る必要があることなどが考えられる。

特例措置調査結果(908)

特例措置番号	908
特 例 措 置 名	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業
特例措置の概要	暖かい家庭的な雰囲気で食事の提供が行われるようきめ細かな配慮が
	行われる場合には、乳児院等において、調理業務を担当する者(調理員、
	栄養士)を外部から派遣することを可能とするものである。
提案主体	岡山県(児童福祉施設調理特区)
特例措置に係る	2件(岡山県(児童福祉施設調理特区) 北海道仁木町(児童福祉施設調
特区の認定状況	理特区))
調査対象機関	規制所管省庁 厚生労働省
	提案主体岡山県
	認 定 申 請 主 体 岡山県、北海道仁木町
	その 他 地方公共団体 1 、民間事業者・団体等 1

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在)
 - 本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(岡山県及び北海道仁木町)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている事業の内容

ア 岡山県

情緒障害児短期治療施設である岡山県立津島児童学院(以下「津島児童学院」という。)は、経費の削減等を目的とする岡山県の行政改革の一環で、平成14年4月から、施設の運営を民間委託する方針となった。

委託先として、社会福祉法人旭川荘(以下「旭川荘」という。)を選定した際、同法人から、調理員については外部業者の派遣受け入れを可能にしてほしいとの要望がなされたことを受けて本特区の提案がなされたものである。

岡山県は、県立の他の児童福祉施設においても、調理員の外部業者からの派遣受け入れを検討したいとしているが、実施に当たっては、職員の職種替えや調理員の解雇などの問題が生じることから、難しいとして、平成 16 年 4 月現在、同特例措置の適用は、津島児童学院のみとなっている。

イ 北海道仁木町

児童養護施設櫻ヶ丘学園(社会福祉法人経営)では、調理員3名(正職員2名、臨時職員1名)が調理業務を担当していたが、人件費及び食材費のコストを削減するとともに民間事業者の質の高い給食サービスの提供を受けることを目的として、本特例措置を適用したものである。

契約した民間事業者は、東京に本社がある大手フードサービス企業であり、近隣の特別養護老人ホームにおける給食業務を受託していた実績があることなどから、委託先として選定している。平成16年4月1日から委託事業が行われているが、従来勤務していた調理員のうち臨時職員1名は退職し、残り2名の正規職員については委託

先の企業に出向する形をとり、派遣担当者として従前どおり調理業務を担当している。

これらの出向職員の人件費は施設側で負担しているが、受託事業者が食材を大量一括仕入れしていることもあり、施設側では人件費及び食材費で年間 360 万円程度のコスト削減が見込まれている。

同町では、本特例措置を利用した事業について、入所者からは給食のメニューや味付け等について好評であり、道内の児童養護施設等からの問い合わせも相当数寄せられているとしている。

(2) 要件・手続等の内容

岡山県、仁木町とも特例措置の適用に際し、要件・手続が過剰又は煩瑣ではなかったとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。

調査対象とした地方公共団体及び事業者団体における意見は次のとおりである。

ア 埼玉県

現在、社会福祉法人に運営を委託している児童養護施設の職員配置を検討する際、 調理業務の外部委託方式の採用も検討課題となることが予想されるので、本特例 措置の全国展開には賛成である。

外部委託するには、 児童養護施設は、児童が昼間学校等に通学していること から昼食数が少なくなること、 児童の健康状況等により、調理する昼食数が日々変化すること、 調理師が児童に対する調理授業(実習)を行うなど調理業務以外のことで児童と接していることなどから、どのような契約内容とするかについて検討に時間を要することが考えられる。

なお、埼玉県内で施設を運営している社会福祉法人からは、調理業務を外部委託 したいとの意見は現在のところない。

イ 社団法人日本メディカル給食協会

適用要件・手続については、特に支障となる内容ではない。

当協会の会員企業は病院や老人福祉施設等での給食サービスを受注しているが、老人福祉施設で認められて児童福祉施設では認められない理由が良く理解できない。最近ではこれらの施設が併設されているケースもあり、調理業務の効率性からも垣根を無くした方がいいのではないかと考える。

事業者としては需要のあるマーケットと思われるが、本特例措置の適用実績が低調な理由としては、施設職員の処遇の関係など自治体の事情のほか、事業者への周知が不足していることも考えられる。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

本特例措置の適用に際しては、現に雇用している施設職員の処遇の問題などから、現在 適用件数が少ないものとなっていると考えられる。

特例措置調査結果(1003)

特例措置番号	1003
特 例 措 置 名	保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施
	設整備事業
特例措置の概要	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係
	る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設
	置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べ
	て、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認めら
	れるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、
	残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業
	等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する
	森林又は緑地の割合を適用するものとするものである。
提案主体	滋賀県・大津市・草津市(琵琶湖南部エリア大学発新産業創出特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 農林水産省
	提 案 主 体 滋賀県
	認 定 申 請 主 体
	そ の 他 地方公共団体 4 、民間事業者・団体等 2

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
 - (1) 滋賀県

滋賀県としては、地域の大学を活かしたベンチャー支援等の推進について、特区を活用して速度を早めたいとの意識を有しており、区域内の3大学が今後キャンパス整備を行う上で支障となると考えられる規制について、特例措置による緩和を求めたものであり、具体的な整備計画を前提として提案したものではない。

また、実施主体として想定される立命館大学では、「大学における施設整備は、学部等の新設認可や新規施設整備について、春に審査、決定が行われた後、年度内整備を実施するために直ちに詳細計画を決定し、着工となる。学部設置の認可等を受け、それを踏まえて、具体的施設整備計画を盛り込んだ特区計画認定を申請することになると、認定されたとしても施設整備が年度内に間に合うか疑問であり、具体的施設整備を前提とした特区計画認定申請は困難であるので、施設整備については、具体的な計画がなくても適用申請を認めて欲しい。」との要望を有している。

なお、同大学では、現在、駐輪場の拡充整備を実施しているが、現時点では特例措置 を適用しなくても校地面積に余裕があることもあり、残置森林面積 35% (パーセント) を確保した施設整備を行っている。

(2) その他の地方公共団体等

今回調査対象とした地方公共団体等においては、本特例措置を認定申請する予定はないとしている。

なお、主な意見は次のとおりである。

ア 宮城県

少子化が進行し、県立学校は統合を進めているところであり、私学についても新たな移転の計画はない状況となっており、仮に新設・移転計画が生じたとしても、県内保安林は主として県境及び海岸沿いに設定されていることから、あえてこうした交通の利便の悪い地域に本特例措置により学校を設置することは考えにくい。

イ 群馬県

本特例措置は、保安林指定地域内に学校を設置する場合には効果があるが、保安林の解除手続及びその事務負担は変わらないため、可能であれば設置予定地を保安林指定地域以外に確保して保安林解除手続の事務負担を回避する場合が多いのではないか。

(注)農林水産大臣の権限に係る案件について、申請後の審査等の標準処理期間は5か月と2 週間となっている(「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等 について」(平成11年林野庁指導部治山課長通知))。

ウ 財団法人静岡県私学協会

最近の学生は、都市市街地の学校を志望する意識が強いことから、学校法人が新たに学校施設の整備を計画する場合は、市街地に用地を求める傾向にあり、都市市街地には保安林に指定されている場所が無いため、保安林に係る規制に抵触しない。

4 本特例措置の適用件数が少ない原因・理由

提案主体が特区計画の認定申請を行っていない理由は、具体的な整備計画を前提として 提案されたものではないことによる。

特例措置調査結果(1004)

特例措置番号	1004
特 例 措 置 名	保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業
特例措置の概要	地域の活性化を図るための核として実施する事業(スキー場、ゴルフ
	場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止
	等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを
	除く。)につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事
	業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%
	以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる
	保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著
	しく困難であること」とする要件を適用しないこととするものである。
提案主体	広島県世羅町・世羅西町(広島中部台地・農業改革特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 農林水産省
	提 案 主 体 広島県世羅町
	認定申請主体
	その他 地方公共団体3、民間事業者・団体等2

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
 - (1) 広島県世羅町

世羅町の構想は、広島中部台地・農業改革特区構想として、国営開発農地 357.0ha (ヘクタール)、国営未造成山林 169.9ha 及び県営開発農地 165.9ha の合計 692.8ha を事業区域とし、都市住民等のための滞在型住宅付農園を含む各種事業の展開により農業・農村の活性化を図ることを目的としており、このうち滞在型住宅付農園については、整備予定地域全体が保安林(約34ha)に当たるものとなっている。

同町では、森林法の保安林解除に係る関係規定により、解除権者が農林水産大臣であるために解除に要する時間とコストが多大な負担となっていることや、解除要件が厳しいことから、開発をする場合の支障になるとして、 保安林解除の大臣権限を知事へ移譲すること、 保安林の解除要件を緩和することを提案したものである。

しかし、世羅町では、事業を実施する民間事業者の参加のめどがたっておらず、特 区構想に係る事業全体がまとまらないことのほか、 保安林解除の大臣権限の知事へ の移譲が認められなかったこと、 適用要件も、対象事業の主たる区域が保安林以外 であることとされていることに対し、世羅町の構想では滞在型住宅付農園の整備予定 地域の全体が保安林に当たっていることから要件に適合していないと判断して、認定 申請に至っていないとしている。

なお、世羅町では、事業の実施者として民間事業者を想定しており、民間事業者(株式会社)による農地所有を可能とする特例措置についても提案しているが、これは認められていない。

(2) その他の地方公共団体等

今回調査対象とした地方公共団体等においては、本特例措置を認定申請する予定はないとしている。

なお、主な意見は次のとおりである。

ア 群馬県

本特例措置を適用した場合、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」を要しないこととなるが、その他の要件・手続は依然として残ることから全体としてはやや簡略化される程度にとどまり、あえて保安林の解除を伴う施設を設置しようとするところはないのではないか。

(注) 農林水産大臣の権限に係る案件について、申請後の審査等の標準処理期間は5か月と2週間となっている(「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(平成11年林野庁指導部治山課長通知))。

イ 林野庁森林整備部治山課

世羅町からの提案が特例措置に決定された以降、事業計画が整えば申請又は事前の相談があると聞いていたところであるが、当該特例措置に係る保安林指定の解除の申請又は事前の相談を受けていないため、特区構想に関する事業区域や保安林指定の解除を要する区域等の具体的な内容については承知していないが、構想全体がまとまらないため特区の認定申請に至っていないと聞いている。

保安林解除に際し用地事情要件は最も慎重に審査する事項の一つであり、申請側も 注力する部分であるが、この部分が免除されれば他の審査事項は円滑に作業を進める こともでき、事務手続の簡素化につながるものと考える。

なお、保安林指定の解除に係る審査の内容は、権限者によって変わるものではなく 解除権限が農林水産大臣であることによりコストが多大な負担となり開発の支障と なることはないと考える。

4 特例措置の適用が少ない原因・理由等

提案主体が特区計画の認定申請を行っていない理由は、特区構想に係る事業全体がまとまらないことのほか 保安林解除の大臣権限の知事への移譲が認められなかったこと、 事業区域の定め方が要件に適合しないと提案主体が判断したことによる。

なお、保安林の解除に係る農林水産大臣権限の知事への移譲については、世羅町・世羅 西町のほか、調査対象とした神奈川県山北町からも提案されている。

特例措置調査結果(1101)

特例措置番号	1101
特 例 措 置 名	再生資源を利用したアルコール製造事業
特例措置の概要	地方公共団体の長が指定した使用済物品等又は副産物を再生資源とし
	て、当該特区内においてアルコール事業法の許可を受けた製造事業者が
	製造するアルコールについては、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認
	定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定日以降はアルコール事
	業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節(第21条から第30条)
	並びに第 35 条から第 37 条までの規定は適用せず、販売及び使用に係る
	許可を不要とし、帳簿記帳、定期報告等の流通管理を行わないことを認
	めるものである。
提案主体	広島県・福山市(環境ソリューション・国際物流特区)
特例措置に係る	1件(広島県・福山市(びんご産業再生特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 経済産業省
	提 案 主 体 広島県
	認 定 申 請 主 体 広島県
	その他

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在)
 - 本特例措置に係る特区計画の認定件数は1件(広島県)であるが、本特例措置を利用していない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

[広島県]

混紡繊維をリサイクルする過程で生成されるエタノールをボイラー等の燃料等に利用しようとする計画であるが、事業者において事業化に向けた実証試験を行っている段階であることから、本特例措置を利用する段階に至っていないものである。

計画では、今後本格的な製造段階に入ることとなっており、その時点では本特例措置の利用を予定している。

なお、当該技術は特許出願中のものであり、他の者が自由に利用できるものではない。

- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。
 - 上記のアルコール製造手法(例えば、林産業における廃材を原料とする手法)についても、現時点では実験段階であり、実用化に至っているものはない。
- 4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等 認定を受けているのは1件(広島県)のみであり、この技術については特許出願中のも

のであり、他の者が自由に利用できるものではないとされている。

また、他のアルコール製造手法についても、現時点では実験段階であり、実用化に至っているものはない。

特例措置調査結果(1102)

特例措置番号	1102
特例措置名	中心市街地における商業の活性化事業
┃特例措置の概要	特区に立地する大規模小売店舗に係る大規模小売店舗立地法(以下「立
	地法」という。)第5条第1項、第6条第1項、同条第2項(同法附則
	第5条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなさ
	れる同法附則第5条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)
	の規定による届出を含む。)の届出については、以下の規定を適用しな
	いこととし、立地法手続の簡素化を図るものである。
	・立地法第5条第4項(新設に係る8か月の実施制限)
	・立地法第6条第4項(変更に係る8か月の実施制限)
	・立地法第8条(住民等からの意見聴取、都道府県等意見表明手続き)
	・立地法第9条(勧告・公表手続き)
	・立地法施行規則第4条第1項第4号から第 12 号(書類の添付)
提案主体	群馬県(商業・ビジネス施設集積特区)
特例措置に係る	2件(岐阜県・岐阜市(中心商店街再生特区) 栃木県(宇都宮にぎわい
特区の認定状況	特区))
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提案主体群馬県
	認 定 申 請 主 体 岐阜県、岐阜市
	そ の 他 民間事業者・団体等 1

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(岐阜県・岐阜市、栃木県)であるが、実際に本特例措置を利用しているのは栃木県のみであり、岐阜県・岐阜市は利用していない。

- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 - (1) 岐阜県・岐阜市

岐阜県・岐阜市においては、現時点では具体的な出店計画はなく、本特例措置を利用するに至っていない。

認定申請における計画では、具体に出店する事業者を特定せず、平成 16 年 1 月から 4 月にかけてテナント誘致を行い、5 月に立地法に基づく届出をする予定となっていたが、実際には計画どおりには進ちょくしていない。ただし、現在、出店に向けた事業者との協議調整が行われている。

(2) 栃木県

栃木県の場合は、具体の出店を予定している事業者があり、本特例措置を利用した結果、下記のとおり特区認定から3か月内に開店に至っている。

(開店までの主な経緯)

平成 15 年 6 月 19 日 地元の自治会、商店会等に対する説明会

7月14日 特区申請

8月29日 特区認定

11月 7日 ラパーク長崎屋、立地法による届出

11月21日 ラパーク長崎屋開店

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

〔群馬県〕

群馬県は提案を行ったのみで認定を受けていないが、中心市街地における空き店舗・空き地対策として本特例措置を提案したが、具体に出店を計画する事業者が出現していないことから認定申請を行っていない。

群馬県では、今後の誘致活動に活用するため、具体の出店計画がなくても認定を認めてほしいとの意見を持っている。

なお、これについては、岐阜県・岐阜市の場合、具体の出店計画のないまま認定を受けており、経済産業省も「事業主体が特定されていなくても区域の範囲が定められていれば特区としての認定は可能」としている。

[日本チェーンストア協会]

日本チェーンストア協会では、「事業者が出店するか否かを判断する際の第一義的な要件は事業採算性の問題であり、当該地において事業展開し、十分採算がとれるということであれば出店を計画する。規制緩和だけで出店を決められるものではないが、諸手続等が緩和されるということはメリットのあることであり、規制緩和自体は推進していただきたい。」としている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置は、中心市街地における大規模小売店舗の出店を前提とするものであり、具体的な出店計画がなければ利用に至らないものである。

なお、事業者は規制緩和のメリットは認めているが、出店については事業の採算性を優 先するとしている。

特例措置調査結果(1104)

特例措置番号	1104
1寸 171 1日 且 田 与	1104
特例措置名	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業
特例措置の概要	一定の要件を備えた家庭用燃料電池について、一般用電気工作物とし
	て扱うことを可能とする特例措置を認めるものである。これにより、事
	業用電気工作物の設置者に義務付けられている主任技術者の選任や保安
	規程の策定・届出が不要となるものである。
提 案 主 体	北海道(エネルギー特区)、青森県(環境・エネルギー産業創造特区)
	福井県(新エネルギー研究開発特区) 岐阜県(燃料電池実証試験特区)
	愛知県(環境・エネルギー国際交流特区) 愛知県(国際自動車特区)
	三重県・四日市市・四日市港湾管理組合(技術集積活用型産業再生特区)
	石狩市(エネルギー特区) 小樽市(新エネルギー特区) 札幌市(エネ
	ルギー有効利用特区) つくば市(つくば新エネ市民電力特区)
特例措置に係る	2件(三重県・四日市市・四日市港湾管理組合(技術集積活用型産業再
特区の認定状況	生特区) つくば市(つくば市新エネルギー特区))
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	また。 青森県、愛知県、福井県、三重県、四日市市、つくば
	提案主体市
	認 定 申 請 主 体 三重県、四日市市、つくば市
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 7

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(三重県・四日市市、つくば市)であり、 三重県・四日市市においては本特例措置を利用しているが、つくば市は現段階では利用していない。

- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 - (1) 三重県・四日市市

三重県四日市市では、1事業者が家庭用燃料電池の実証試験を行っている段階であり、本特例措置を利用している。

本特例措置の利用に当っては、保安措置の確保が求められているが、三重県では、保安上必要な措置等の内容が、個々の機器ごとに確保されていることを確認するため、学識経験者や専門家等で構成する「三重県家庭用燃料電池安全性評価委員会」を設置し、安全性の評価を行っている。

なお、三重県及び四日市市は、燃料電池実証試験について補助金を出すこととしており、上記委員会で承認を受けた案件を対象に交付している。

(2) つくば市

つくば市では、1事業者が実証試験を行っている段階であるが、技術者がいる等の理

由から通常の手続により燃料電池を設置しており、本特例措置を利用していない。

なお、平成 16 年度中に燃料電池及び発電設備の設置を予定している別の事業者は、本特例措置を利用することを予定しており、つくば市では、本特例措置の利用に当っては、有識者で構成する「つくば市家庭用燃料電池安全評価委員会(仮称)」を設置し、審議の上認証することとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

提案を行ったのみで認定申請をしていない青森県、愛知県及び福井県については、いずれも事業計画が具体化していない。

なお、燃料電池の実用化については、内閣官房に設置された「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議(内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、経済産業省、国土交通省及び環境省の局長クラスで構成)において、平成 16 年度中に、規制官庁側により安全性を確認し、技術基準の整備等必要な措置を実施するという規制の再点検スケジュールが取りまとめられており、このスケジュールに沿って、燃料電池に関係する業界団体及び企業等によって構成された燃料電池実用化推進協議会により、安全性を実証するための各種実験データの収集及び関連技術基準案の作成が進められている状況にある。

また、経済産業省は、社団法人日本電気協会に委託して、平成 14 年 8 月から「家庭用燃料電池保安技術検討会」を設けて、家庭用燃料電池を一般用電気工作物として位置付けるために必要な技術基準の整備等に向けて保安技術の検証等を行い、16 年 3 月に報告書を取りまとめている。経済産業省では、この検証等結果等を踏まえ、安全上必要な事項については技術基準等に反映させ、平成 16 年度中に家庭用燃料電池を一般用電気工作物に位置付ける制度改正を行うこととしている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

燃料電池については現在実証試験段階にあり、現段階での特例措置の利用は多くないものと考えられる。

なお、経済産業省では、本特例措置については、平成 16 年度中に全国展開を行うこと としている。

特例措置調査結果(1105)

d+ (=) 14 m = =	
特例措置番号	1105
特 例 措 置 名	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入
	事業
特例措置の概要	一定の要件を満たす小規模ガスタービン発電設備について、一般用電
	気工作物として扱うことを可能とする特例措置を認めるものである。こ
	れにより、事業用電気工作物の設置者に義務づけられている主任技術者
	の選任や保安規程の策定・届出が不要になるものである。
提案主体	愛知県(国際自動車特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提案主体愛知県
	認定申請主体
	そ の 他 地方公共団体 4 、民間事業者・団体等 5

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
 - (1) 愛知県

愛知県は、国際自動車特区内のオフィス、ホテル等の熱源への利用の観点から、小規模ガスタービン発電設備の利用を構想し、30kW(キロワット)未満の小規模ガスタービン発電設備導入に係る特例措置を提案したものである。

平成 14 年 8 月の提案時には当該発電設備のニーズがあるものと考えていたが、実際には対象区域内での発電設備としては、ガスエンジン方式や大型ガスタービン方式が主流となっており、小規模ガスタービンに係るニーズがないことから、認定申請に至っていないとしている。

(2) その他の地方公共団体等

今回調査した範囲では、本特例措置について具体的なニーズを持っているところはなかった。

また、事業者調査の結果では、本特例措置の対象となっている 30kW 未満の小規模ガスタービン発電設備の出力は、一般家庭 10 軒分に相当するものであるが、事業用の用途としては今後は 300kW ないし 1,000kW のものが主流になるとしている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置の対象となっている 30kW 未満の小規模ガスタービン発電設備は、事業用の 用途としては出力が低いことから、そのニーズは少ないものとみられる。

特例措置調査結果(1107)

特例措置番号	1107
特 例 措 置 名	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業
特例措置の概要	ジメチルエーテル(以下「DME」という。)の試験研究施設として地
	方公共団体が認めたものについては、DME試験研究施設が取り扱う処
	理量の変更を伴わない変更工事を行う際に必要となる手続について、従
	前では許可申請が必要であったものは届出に、届出が必要であったもの
	は届出不要とするものである。
提 案 主 体	神奈川県(新エネルギー普及モデル特区)
特例措置に係る	2件(神奈川県・横浜市(DME普及モデル特区) 釧路市・白糠町(釧
特区の認定状況	路・白糠次世代エネルギー特区))
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提案主体神奈川県
	認 定 申 請 主 体 神奈川県、釧路市・白糠町
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 1

調査結果

1 本特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(神奈川県及び釧路市・白糠町)であり、 釧路市・白糠町においては特例措置が利用されているが、神奈川県については、現時点で は特例措置を利用していない。

- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
 - (1) 実施されている事業の内容
 - ア 釧路市・白糠町

釧路市・白糠町では、DMEに関する実験の事業主体が施設の変更工事を行っており、これまでは届出が必要であった4事項(冷媒移送用均圧ラインの追加、 回収 DME送液ラインの追加、 DMEポンプ吸入ラインの配管変更及び ガスサンプリングラインの新設)について本特例措置の適用により、届出が不要となっている。

イ 神奈川県

神奈川県については、DME試験設備を構成する主要な設備であるディーゼルエンジンの開発・製造が遅れているため、現時点では本特例措置を利用していない。

(2) 要件・手続等の内容

本特例措置の適用手続としては、地方公共団体が試験研究施設として認めることのみであり、関係省庁の同意要件はなく、今回の調査において、本特例措置の要件・手続に関して、特に意見・要望はなかった。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 提案を行ったのみで認定申請していない地方公共団体はない。

なお、本特例措置は、DME試験研究施設が対象であり、同施設における変更工事が発生した場合に活用できるものであるが、今回調査した範囲では、認定申請主体以外の地方公共団体においては、同施設を設置している又は設置予定としているところはなかった。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、試験研究に時間を要していることから対象となる施設が少な く、このため適用件数が少ないものと考えられる。

なお、経済産業省では、本特例措置については、平成 16 年度中に全国展開を行うこと としている。

特例措置調査結果(1108)

特例措置番号	1108
特 例 措 置 名	保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業
特例措置の概要	水素ガススタンド等において保安統括者を選任しないことの弊害を防
	止する措置として、実証実験によるデータや文献等により有効性が立証
	された保安確保策が当該地方公共団体から提出され、経済産業大臣によ
	り現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認された場
	合、保安統括者の選任を不要とすることができるものである。
提案主体	神奈川県(新エネルギー普及モデル特区)、福井県(新エネルギー研究開
	発特区)、釧路市・白糠町(釧路・白糠次世代エネルギー特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提案主体神奈川県、福井県、釧路市・白糠町
	認定申請主体
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 4

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
 - (1) 神奈川県

ジメチルエーテル (以下「DME」という。) 自動車の駆動装置及びDMEの安全性についての試験研究段階である。

(2) 福井県

県にも民間事業者にも具体的事業計画がない。

(3) 釧路市・白糠町

釧路市・白糠町は、DME自動車の製造及び改造費用が高価であるために、同自動車の走行実験を行うことができず、スタンドの設置のめどが立っていないことから、本特例措置についての認定申請を行っていない。

しかし、DME自動車走行実験開始のめどがついた段階においては、既存の液化石油ガススタンド2か所(処理能力が1日25万㎡(立方メートル)以上であるために、保安統括者等が既に選任・配置されている施設)の協力を得てDMEスタンドを設置することが可能との判断をしている。

なお、釧路市・白糠町は、本特例措置の適用認定に係る経済産業大臣の同意要件である安全性に係る実証データの収集・提出や専門家の意見提出等について、その収集が困難であると考えているが、日本DMEフォーラム(DMEの製造から利用までのすべての分野における普及・促進を目的として、平成12年9月に設立された任意団体)を通じて関係資料の収集を行っていることろであり、その状況によっては本特例措置の適用を受けることもありうるとしている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、DME自動車が試験研究段階であり、対象となるスタンド施設の設置に至っていないことから、特区認定件数が0件となっているものと考えられる。

また、本特例措置の適用認定に係る経済産業大臣の同意要件である安全性に係る実証データの収集・提出や専門家の意見提出等について、その収集が困難であると考えている地方公共団体があった。

なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)では経済 産業省は、本特例措置に係る規制緩和について「平成16年6月までに事業者から実験デ ータの提出を受けることを前提に平成16年度中に措置」することとされている。

特例措置調査結果(1109)

# M # E # D	1100
特例措置番号	1109
特 例 措 置 名	燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業
特例措置の概要	燃料電池自動車やジメチルエーテル(以下「DME」という。)自動
	車の燃料装置用容器について、目視検査により容器内面を確認しないこ
	との弊害を防止する措置として、容器の安全性を確保するための保安確
	保策や実際に行われる容器再検査の方法等が当該地方公共団体より提出
	され、経済産業大臣により現行規定により担保される安全性と同等の安
	全性が確認された場合、車載状態のまま再検査を行うことができること
	とするものである。
提案主体	北海道(エネルギー特区)、神奈川県(新エネルギー普及特区)、山口県
	(コンビナートエネルギー自由化による環境特区)、釧路市・白糠町(釧
	路・白糠次世代エネルギー特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 経済産業省
	提 案 主 体 北海道、神奈川県、山口県、釧路市・白糠町
	認定申請主体
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 6

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況
- (1) 北海道

具体的な事業の実施計画はない。

(2) 神奈川県

DME自動車は、現在、公道実験の段階であることから、今後の開発状況及び事業者からの要望を待って、本特例措置の適用申請を行うことにしている。

なお、神奈川県は燃料装置用容器の安全性確保に関するデータ等について、開発事業者における実績が少ないことから収集が困難であるとしている。

(3) 山口県

将来的な利用を考えて提案を行ったものであるが、現在、燃料電池自動車は、販売動 向が不確定で、非常に高価(1台約2億円)であることから、今後の導入の目処が立っ ていない。

(4) 釧路市・白糠町

DME自動車の製造経費が、新車で1台2,000万円ないし3,000万円かかり、また、既存車両(軽油走行のトラックタイプ)改造の場合には、更に経費がかかることが見込まれることから、製造・走行実験開始のめどは立っておらず、本特例措置の適用申請は現時点では行われていない。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、 現在試験研究段階であり特例措置を適用する状況に至っていないこと、 DME自動車の製造、燃料電池自動車の購入に高額の経費がかかることから、特区認定件数が0件になっているものと考えられる。

また、本特例措置の適用要件である安全性確保に関するデータの収集が現時点では困難であるとの意見があった。

なお、経済産業省では、本特例措置については、平成 16 年度中に全国展開を行うこと としている。

特例措置調査結果(1115)

特例措置番号	1115
特 例 措 置 名	高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業
特例措置の概要	高圧ガス製造施設の処理能力が 20%(パーセント)以上増加する工事
	について、自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領
	が、当該地方公共団体から提出され、経済産業大臣により現行規定によ
	って担保される安全性と同等の安全性が確認された場合、自主検査対象
	を拡大することができるとするものである。
提 案 主 体	愛媛県(愛媛県素材型産業新生特区)
特例措置に係る	0 件
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提 案 主 体 愛媛県
	認定申請主体
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 5

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定実績はない。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 該当なし
- 3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

(1) 愛媛県

愛媛県では、 提案した 11 項目の要望事項のうち 2 項目(本特例措置及び特例措置番号 408)が認められたにすぎず、特区構想で描いた効果が不十分と判断したこと、この 2 項目についても事業者において具体的な事業計画が立ち上がる見込みがないことから、特区計画の認定申請を断念している。

愛媛県は、仮に認定申請を行う場合には、関係省庁の同意の要件として「自主検査でも保安が確保されることを評価する要領」及び「製造施設の処理能力の増加率の上限」を記載するよう求められているが、具体的にどのような資料、データを整えればよいかわからないとの意見であった。

(2) その他の団体等

石油化学工業協会は、「石油化学工業は、現在、フル稼働に近く、プラントの増設や連続運転期間の延長等が行われ、毎年のように施設の変更認定を受けているため、その際に既存設備の能力増加についても併せて変更認定を受けることができるので、本特例措置が適用される事例はあまり多くないものと思われる。しかし、今後石油化学工業製品に対する需要が停滞して、プラントの増設等があまり行われなくなると、既存設備の能力増加に対する変更認定のみを受けることになるので、本特例措置に対するニーズは

増加してくるのではないか。」としている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置の対象となるのが一定規模以上の工事を行う場合であり、ニーズが多くないことから、適用件数が 0 件となっているものと考えられる。

また、本特例措置の適用要件である安全性確保に関する資料等について、具体的にどのようなものを整えればよいか分からないとする意見があった。

特例措置調査結果(1119)

特例措置番号	1119
特 例 措 置 名	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業
特例措置の概要	高圧ガス設備の安全性を確保する観点から、実証実験によるデータや
	文献等により当該設備の維持機能状況について一定期間の健全性が確保
	でき、検査期間の延長が可能であることが、当該地方公共団体から示さ
	れ、経済産業大臣により現行規制によって担保される安全性と同等の安
	全性が確認された場合、開放検査期間を変更することができるとするも
	のである。
提 案 主 体	茨城県(鹿島経済特区)
特例措置に係る	1件(茨城県(鹿島経済特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 経済産業省
	提 案 主 体 茨城県
	認 定 申 請 主 体 茨城県
	そ の 他 地方公共団体 3 、民間事業者・団体等 4

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(茨城県)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている事業の内容

茨城県では、これまで、対象設備の開放検査期間を法定の3年から8年に延長することを内容とする認定申請を延べ3事業者に係る設備について行っている。開放検査周期の延長により、生産効率の向上及び負担となっているコストの削減を図ることができることになり、茨城県では、7,100万円の経済効果が見込まれるとしている。その概要については、以下のとおりである。

鹿島経済特区に係る高圧ガス保安法関連の規制合理化のメリットについて

貯槽以外の高圧ガス設備のうち、腐食その他の材料劣化を生ずるおそれのない材料を使用している設備についての開放周期を、法規制ではなく、事業者の自主保安基準をベースとした設定とすることにより、自主保安体制の推進及び国際競争力の強化を図る。

期待できる効果(県試算)

消防法等の現行の保安規制を合理化し、コンビナート内すべての事業者による 自主保安体制の確立を前提とした、本特例措置を含む連続運転体制の構築を図る こと等により、年間約1,000億円の生産効果があると試算している。

安全な操業を維持しつつ、安定的かつ低コストでの製品供給を通じてコンビナートとしての競争力強化の推進が可能になる。

特区の認定を受けた事業所

三菱化学	キュメンプラントの槽の開放検査周期を3年から8年に延長
H15.4.21	(定修費用の削減 年額 100 万円程度)
認定	
クラレ	15の圧力容器(特定設備)の開放検査期間を 3 年から 8 年に延長
H15.11.28	(定修費用等の削減 年額 2,000 万円程度)
認定	
クラレ	42の圧力容器(特定設備)の開放検査期間を3年から8年に延長
H16.3.24	(定修費用等の削減 年額 5,000 万円程度)
認定	

(2) 要件・手続等の内容

本特例措置の適用に当たっての経済産業大臣の同意要件への適合性についての技術的観点からの審査については、経済産業省から高圧ガス保安協会へ委託されている。具体的な審査は、同協会内に設置された外部の専門家等の有識者により構成される構造改革特別区域案件検討委員会に諮問して行われ、書類審査を中心に、必要に応じて当事者ヒアリングが行われる。提出書類の内容は、当事者により異なるので、統一的に定められたものはない。これまでの委員会の開催実績は1案件につき1回であった。

茨城県は、「保安等専門委員会を設けて専門家に意見を聞いて安全性を確認しているが、手続としては、県が行う現地調査を除き、同様の内容の審査を高圧ガス保安協会において受けなければならず、負担になっている。事業者にとっても、担当職員が4か月間確認に関する作業に係りきりになるので負担が大きく、特例措置の適用について二の足を踏むことにつながっているのではないか。」としている。

このため、茨城県は、適用に当たっては県及び国の二段階の審査となっていることから、国段階での審査を省略することにより手続を迅速化することを求めており、地域再生プランとして貯槽及びポンプ以外の高圧ガス設備の開放検査期間変更に係る許認可権について、安全性の検証を行える審査体制を有していると認められる県に対しては、その権限を委譲することを提案しており、これについては、現在、地域再生本部において審議中である。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

本特例措置に関しては、提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。

なお、調査対象とした地方公共団体の中には、ほとんどの高圧ガス設備を有する大手事業者が高圧ガス保安法に基づく認定保安検査実施者となっており、自主的に開放検査期間の変更ができることから、本特例措置の適用対象となる設備の範囲は限られており、ニーズも多くないものと思われるとの意見があった。

また、特例措置の適用に際して地方公共団体の関与として求められている「安全性の確保のための実証実験によるデータや文献」について、対象設備が多種多様なものとなって

いることなどから、現時点では、これら施設における開放検査周期の延長が可能とするデータや文献がなく、また、個々の事業者による実証実験データが収集されていないとの意見があった。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置については、ほとんどの大手事業者が高圧ガス保安法に基づく認定保安検査実施者となっており、自主的に開放検査期間の変更ができることから、本特例措置の適用対象となる設備の範囲は限られており、このため、特区認定件数が少ないものとなっていると考えられる。

また、本特例措置の適用要件である安全性確保に関する資料については、現時点では事業者において収集されていないとの意見があった。

特例措置調査結果(1202)

特例措置番号	1202
付別相且亩分	1202
特 例 措 置 名	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業
特例措置の概要	地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活
	性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定
	された場合には、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な
	土地利用に対応する用途として、例えばリサイクル産業が立地できるよ
	うな用途変更を可能とするものである。
提案主体	北九州市(北九州国際物流特区)
特例措置に係る	1件(岡山県(水島港国際物流・産業特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 国土交通省
	提 案 主 体 北九州市
	認 定 申 請 主 体 岡山県
	そ の 他 民間事業者・団体等 1

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(岡山県)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

〔岡山県〕

本特例措置は、公有水面埋立地の用途区分について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応できるよう用途区分を柔軟化するものであるが、現行の規制では通達(公用水面埋立地法の一部改正について(昭和 49 年 6 月 14 日港管第 1580 号、河政発第 57 号、運輸省港湾局長・建設省河川局長通達))により、用途区分は製造業については統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によることとされている。

岡山県の場合、これに基づき「輸送用機械器具製造業」、「その他の製造業」、「繊維工業」、「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「化学工業」、「非鉄金属製造業」、「鉄鋼業」、「窯業・土石製品製造業」の 10 種類の用途区分としていたものを、本特例措置により「製造業用地」1 種類として、リサイクル産業の立地等の多様なニーズに対応することとしている。

なお、岡山県の場合、埋立地の分譲先として具体の事業者を想定したものではない。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

〔北九州市〕

用途変更の許可手続が必要となるのは埋立竣功後 10 年未満のものであり、埋立竣功 後 10 年を経過したものは用途変更の許可手続は不要であり、本特例措置の対象となら ない。 北九州市においては、埋立竣功後 10 年を経過している埋立地の売却を優先しており、本特例措置の対象となる埋立竣功後 10 年未満の埋立地については、分譲計画が具体化してから認定申請を検討することとしている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置の対象となる埋立地は、埋立竣功後 10 年未満のものであり、かつ分譲型のものであり、かつ用途区分が「製造業」に係るものであることから、ある程度対象が限定されているため、特区認定件数が少ないものとなっていると考えられる。

特例措置調査結果(1203)

特例措置番号	1203	
特 例 措 置 名	特定埠頭運営効率化推進事業	
特例措置の概要	特区内の重要港湾において、公共コンテナターミナル等の一体的かつ	
	効率的な運営事業(特定埠頭運営効率化推進事業)を行おうとする民間	
	企業のうち、港湾管理者が、公共性を担保するための手続を経た上で、	
	一定の要件に該当するものとして認めた民間企業に対し、行政財産であ	
	る当該公共コンテナターミナル等を一体的かつ長期的に貸し付けること	
	ができるようにするものである。	
提 案 主 体	福岡県・福岡市(福岡アジアビジネス特区) 那覇港管理組合(那覇港フ	
	リーポート特区)	
特例措置に係る	2件(福岡県・福岡市(福岡アジアビジネス特区)、岡山県(水島港国際	
特区の認定状況	物流・産業特区))	
調査対象機関	規 制 所 管 省 庁 国土交通省	
	提 案 主 体 福岡市、那覇港管理組合	
	認 定 申 請 主 体 福岡市	
	そ の 他 民間事業者・団体等 1	
特区の認定状況	リーポート特区) 2件(福岡県・福岡市(福岡アジアビジネス特区) 岡山県(水島港国際物流・産業特区)) 規制所管省庁 国土交通省 提 案 主 体 福岡市、那覇港管理組合 認定申請主体 福岡市	

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 2 件(岡山県、福岡県・福岡市)である。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等 〔福岡市〕

福岡市は、第三セクターを借受者とし、平成16年4月から事業を開始している。事業の概要等は以下の表のとおりである。

施 設 の 概 要

施設名	香椎パークポート	アイランドシティ
埠頭用地	約 23ha	約 15ha
岸壁	水深 - 13m、延長 600m(2バ	水深 - 14m、延長 330m(1バー
	-ス)	ス)
荷捌き地	23,556.00 m²	13,530.00 m²
コンテナヤード	183,000.38 m²	126,567.36 m²
トロリー式橋型	4基、定格荷重 40.6t、16~17	3 基、定格荷重 40.6t、18 列対
クレーン	列対応	応
管理棟	延床面積 4,995.67 ㎡(RC4 階建)	延床面積 850 ㎡ (鉄骨 2 階建)

(注)福岡市港湾局の資料に基づき当省が作成した。

特定埠頭運営効率化推進事業の効果 従来の運営 区分 特定埠頭運営効率化推進事業 運営主体 港湾管理者:福岡市港湾局(公 民間事業者(博多港ふ頭㈱、第 設公営) 三セクター方式)による一体的運 営(公設民営) 民間事業者に対して、国及び港 施設の使用許 港湾運送事業者等複数の民間企 可又は貸付 湾管理者が整備した岸壁、コンテ 業へ施設毎にその都度使用許可 ナヤード等を一体的長期貸付(10 (コンテナヤード 1 年、岸壁 12 時間単位等) 年、更新可) 博多港港湾施設管理条例による 「民間事業者による柔軟な料金設 施設の使用料 画一料金 定 1 取扱貨物量増加に伴う事業者の 収益をエンドユーザーへ還元する ことによるコスト削減効果 荷役機器関係等事業者で整備す 施設整備 港湾管理者が行う場合、予算上 る対象施設が増え、ユーザーニー の制約や施設整備の手続きに時間 ズに応じた事業者独自の設備投資 を要するなど、利用者の要望に迅 速に対応できない が可能となる

(注)福岡市港湾局の資料に基づき当省が作成した。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

〔那覇港管理組合〕

那覇港管理組合においては、「那覇港フリーポート特区」においてターミナルオペレーター事業者を借受者とした事業展開を構想し、入札まで実施したが応札事業者がなく、事業実施に至っていない。

那覇港管理組合では、「本事業を含めた各種の港湾活性化事業に基づき那覇港の国際 貨物中継港湾としての機能が発揮されることにより、平成 20 年代後半には年間 40 万 T EU(注)の国際トランシップ貨物の集荷が行われ、その結果、新規雇用者約 2,300 人、1年当たり経済波及効果約 200 億円が見込まれる。」としている。

なお、貸付期間は 25 年(延長可)、賃料は固定賃料年間 2 億円に取扱いコンテナ量に 応じた変動賃料を加算したものとしており、国際トランシップ貨物の取扱い実績を有す るターミナルオペレーター事業者を借受者に想定している。

(注) 1 T E U は 20 フィートコンテナ (標準 6 m (メートル) × 2.3m×2.3m)

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置は、借受者となる事業者の出現を前提とするものであり、具体的な事業計画がなければ利用に至らないものである。

特例措置調査結果(1205)

特例措置番号	1205
特 例 措 置 名	重量物輸送効率化事業
特例措置の概要	特区において、規制の特例措置を受けようとする運送事業者等が特殊
	車両通行許可申請を行う際に、橋・高架の道路等を含まない経路を通行
	し、軸重が車両制限令に定める一般的制限値を超えない車両で、かつ、
	費用の負担等の道路を適切に管理するための措置が、特区計画を作成す
	る地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路
	管理者が判断する場合には、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行う
	に当たり、総重量の許可限度重量について「特殊車両通行許可限度算定
	要領」に現在定める値を超えて許可するとともに、当該許可を受けるこ
	とが確実であると各道路管理者により確認された車両については、各運
	輸局長は、従来長大又は超重量で分割不可能な単体物品輸送する場合に
	適用してきた車両総重量に係る保安基準の特例を、これに限らず、適用
	するものである。
提案主体	石狩市(物流・リサイクル特区)
特例措置に係る	1件(石狩湾新港管理組合・小樽市・石狩市(港湾物流特区))
特区の認定状況	
調査対象機関	規制所管省庁 国土交通省
	提 案 主 体 石狩湾新港管理組合
	認 定 申 請 主 体 石狩湾新港管理組合
	そ の 他 民間事業者・団体等 1

調査結果

- 1 特例措置の適用等の状況(平成 16 年 3 月末現在) 本特例措置に係る特区計画の認定件数は 1 件(石狩湾新港管理組合)のみである。
- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等

〔石狩湾新港管理組合〕

石狩湾新港管理組合では、本特例措置を利用した事業を以下のとおり実施している。

事業実施主体: 民間事業者(金属加工業者1社)

使 用 車 両: 実施主体が保有する車両(運送事業者に委託するものではない)

で、セミトレーラー車両総重量約 44t(トン) 1台を使用。使用に

当って、車両の補強等は特に行っていない。

積 荷: 金属コイル。1個当り15tないし20tであり、特例措置適用によ

りこれを2個一度に運ぶことが可能となっている。

輸 送 経 路: 港から実施主体の工場所在地までの約 2,600m (メートル)(う

ち、道道約 1,400m、臨港道路約 1,200m。韓国からの輸入製品を工

場まで搬送するもの

輸 送 頻 度: 入港頻度は2か月ないし3か月に1度程度。これまでの運行実績 は合計2日で往復25回

なお、石狩湾新港管理組合では、平成 15 年 4 月の第一次認定に合わせて申請し、認定後、各道路管理者との協定を締結する作業を経て、平成 16 年 4 月から事業を開始しており、特に要件・手続が過剰、煩瑣との認識は有していないとしている。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況 提案を行ったのみで認定申請をしていない地方公共団体はない。

社団法人全日本トラック協会では、「車両総重量の規制については、平成 15 年 10 月に制度改正が行われ、セミトレーラー等については道路運送車両の保安基準において車両総重量が従前の最大 28t から 36t に緩和され、また、特殊車両通行許可制度においては連結車両総重量が従前の 36t 程度から最大 44t に緩和されている。この全国的な規制緩和により、重量規制については希望に沿った緩和がされており、また、これ以上の緩和は現在のところ想定していない。」としている。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

車両総重量の規制については、全国的な規制緩和が行われていることから、特区認定件数が少ないものとなっていると考えられる。

なお、石狩湾新港管理組合の港湾物流特区で運用されている車両はセミトレーラー部分の重量が約 44t であり、トラクター(牽引車)部分を加えた総重量は 50t を超えることから、規制緩和後の現行規制では運行できず、本特例措置を利用しているものである。

特例措置調査結果(1304(1305))

特例措置番号	1304(1305)
特 例 措 置 名	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業
特例措置の概要	特区において特例措置を求める廃棄物について、法令を上回る規制(関
	係者の同意・流入規制)を必要としていない場合であって、環境大臣が
	定める特定の廃棄物を特定の方法で再生利用する場合について再生利用
	認定制度の対象とするものである。
提案主体	青森県(環境・エネルギー産業創造特区)、秋田県(資源リサイクル産業
	振興特区) 茨城県(鹿島経済特区) 高知県(環境・リサイクル特区)
	姫路市(姫路市環境・リサイクル経済特区)
特例措置に係る	2件(茨城県(鹿島経済特区)、姫路市(姫路市環境・リサイクル経済特
特区の認定状況	区)
調査対象機関	規制所管省庁 環境省
	提 案 主 体 青森県、茨城県、高知県、姫路市
	認 定 申 請 主 体 茨城県、姫路市
	そ の 他 民間事業者・団体等 4

調査結果

1 特例措置の適用等の状況(平成 16年3月末現在)

本特例措置に係る特区計画の認定件数は2件(茨城県、姫路市)であり、姫路市は実際 に特例措置を利用しているが、茨城県は利用する段階に至っていない。

- 2 特例措置に係る特区認定を受けている場合の内容等
- (1) 実施されている又は実施予定の事業の内容

本特例措置は、循環型社会の形成を促進する観点から、生活環境の保全上支障がない特定の廃棄物を一定の方法で再生利用する場合の環境大臣の認定制度(再生利用認定制度:環境大臣の認定により、リサイクルに係る廃棄物処理業や施設設置の許可を不要とする仕組み)について、特定の地域で試験的に対象廃棄物を拡大等してリサイクルを促進しようとするものである。

本特例措置の適用を受け、又は受ける予定である茨城県及び姫路市における事業者の状況は以下のとおりである。

ア 茨城県における適用予定事業者

従来から外部委託処理していた副生品・廃棄物等を製鉄所内でリサイクルすることでコスト削減する余地がないかを検討した結果、認定を受けてグループ関連企業の梱包木材や所内で発生する廃木材(梱包木材、パレット、伐採樹木等)を製鉄原料として利用することとし、廃棄物処理法に基づく環境大臣認定の申請手続については、現在準備中である。

イ 姫路市における適用事業者

転炉を活用した冷鉄源溶解法(SMP)でスクラップなどを製鉄原料とする製鉄法

を世界で初めて開発し、銑鉄製造のための加炭材に廃タイヤのチップ(カーボン含有) を利用する技術を確立し、廃タイヤに含まれるスチールコードも鉄源として再利用している。

茨城県及び姫路市の事業について、環境省は、 茨城県の例については、適用予定 事業者の再生技術が独自のものとは一般的には考えられないことから、当該事業者以 外の適用予定がない理由は、現時点では単に要望がないことによると思われる、 姫 路市の例については、特別の転炉を当該適用事業者のみが所有しており、再生技術も 事業者のみが持っているものであり、当面他の事業者による適用は見込まれないが、 転炉が他の事業者に導入されれば、適用される可能性もあると考えられるとしてい る。

(2) 要件・手続等の内容

本特例措置の適用要件として、地方公共団体が特例を求める廃棄物について、法令を 上回る規制を設けていないこととされているが、今回の調査対象機関からは、要件等が 過剰となっている、関連する規制が支障となっているといった特段の支障は聞かれなか った。

なお、本特例措置には、流入規制に関する要件(注1)があり、これにより認定が見送られた例がある。具体的には、秋田県がパソコンなどの廃電子基板に含まれる有用金属のリサイクルの促進と産業振興を図ることを目的として「資源リサイクル産業振興特区」構想を提案したが、県外からの産業廃棄物の流入、特に不法な流入・投棄を抑制するために設けている環境協力金制度(注2)がリサイクル推進の障壁となる流入規制に当たるとして、当該提案は認められなかった。

- (注1) 区域外で発生した廃棄物が自区域内に流入する際にあらかじめ届出等を通じて協議を求める行政指導(条例を根拠に行っている場合を含む。ただし、当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を含まない。)を行っていないことが要件とされている。
- (注2)「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」(平成14年12月24日公布)に基づき、県外からの産業廃棄物の流入、特に不法な流入・投棄を抑制するために県外から産業廃棄物を搬入する業者に事前協議を義務づけ、搬入量に応じて一定の環境協力金を納入させる制度

秋田県は、「環境協力金制度は廃棄物の適正処理という廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を徹底させるために導入したものであり、それをリサイクル推進の障壁と捉えられたのは残念である。流入規制だとしても、企業の環境意識の高まりからリサイクルの推進は十分可能であり、障壁とはならない。関係府省には特区の趣旨である社会的実験を行えるような姿勢を望む。」としている(今般の調査時によるものではないが、当省の情報収集によるもの)。

3 特例措置に係る特区認定を申請していない地方公共団体等の状況

ア 青森県

青森県は、廃棄物処理場から排出される溶融飛炭を再生利用し、鉛、亜鉛、カドミウム等を回収することを内容とする提案を行ったが、溶融飛灰が、一般的にダイオキシ

ン類等を含有しているおそれが高く、再生利用認定の対象除外廃棄物となっている「ばいじん又は焼却灰・燃え殻であって廃棄物の焼却に伴って生じたもの」に該当するため、本特例措置の拡大対象品目として認められなかった。

イ 高知県

高知県は、提案した廃FRP船破砕物のセメント原料としての利用が特例措置として 認められたことから、現在認定申請に向けて準備中である。

4 特例措置に係る特区認定が少ない原因・理由等

本特例措置は、特定の廃棄物を特定の方法で再生利用する事業を対象としており、当該再生利用技術が一般的でないこと等から、現時点では限られた事業者による適用となっている。

なお、産業界等からは様々な対象品目の追加要望があることから、環境省では現行の制度要件に照らして検討の上、要件を満たしている再生利用については認定対象として追加していくとの方針であり、事業者の動向次第では今後の活用が見込まれると考えられる。